

令和7年

第2回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和7年6月27日

忠岡町議会

令和7年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和7年6月27日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 河野 隆子議員	6番 高迫 照子議員
7番 森野 良一議員	8番 田辺 みき議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
事務局係長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（前川 和也議長）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第2回忠岡町議会定例会議事日程2日目についてご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

昨日に引き続き、日程第1、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言を許します。

今奈良幸子議員の発言を許します。

2番（今奈良 幸子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

5月18日の町長選挙におきまして、住民の声で動く町政へ4つの提案を公約として掲げられ、是枝町長が誕生いたしました。前日の26日にも質問された議員の方々も、この公約内容に触れながら質問されておりました。私の視点から、公約も含めながら、今後の忠岡町政の方向性を含めて質問してまいります。

まず1つ目の項目、入札制度についてです。今回、前年度の町の発注する工事の入札において、公正な入札を妨害したとされた事態が起きました。このことにおいて、本町としてどのように捉え、どのように対応していくのか、改善策等を含めて、ご見解をお示しく

ださい。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

入札におきましては、全国どの自治体でも実施しているところであり、法を遵守するかどうかは、個人個人それぞれが持つコンプライアンス、法令遵守への意識への問題が原因であると考えております。当然、法を遵守できない者については、法によって裁かれることになり、その代償は計り知れないものとなります。

職員に対しましては、これまでに公正取引委員会から講師を招き、毎年、官製談合防止に対する研修を実施しておりました。しかしながら、特別職につきましては、当該研修への参加を促すことはしていなかったところでございます。全国的にも職員から漏洩することが多いことから、本町におきましても、予定価格等の最終決定者である町長から漏洩することは想定していなかったことは深く反省するべきことであり、その点が大きな原因であると考えております。

今後につきましては、特別職につきましても公正取引委員会の研修への参加を促すとともに、入札監視委員会のご意見も聞きながら、再発防止に向け取組を考えてまいりたいと思います。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

原因と改善点を挙げていただきました。入札、契約においては、公平性、経済性、機会均等の原則を維持し、公平かつ透明な制度の構築が要になります。必要な改善に今後も取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

是枝町長の4つの提案の1つに、清潔・公正なまちづくりとして、町の公共事業の入札は、最低制限価格の事前公表で官製談合を防止と掲げられています。ですが、国土交通省などでは、最低制限価格の事後公表が推進されております。これまでの入札・契約制度を行っている中で、最低制限価格の事前公表と事後公表について、本町としてはどのように捉えているのか、メリット、デメリットを挙げながらお考えをお示してください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

事前公表のメリットは、不正行為、官製談合の防止のみとなると考えております。対しまして、デメリットは100%に近い確率でくじ引きとなり、積算能力が不十分な業者でも落札できてしまう。ダンピング受注による下請業者へのしわ寄せがある。公共工事の品質の確保が図れない。労働条件の悪化、安全対策の不徹底など様々なものが想定されるところでございます。

本町におきましても、令和4年度に、入札制度の改革の実施に際し、その前の1年間、制度の見直しを行ったところでございますが、様々な観点から、最終的に最低制限価格の事前公表への見直しを行わなかったという経緯もございます。国の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針においても、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札前には最低制限価格を公表しないものとするという指針もございますので、事前公表に関しましては、慎重に対応する必要があるものと考えております。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

令和3年度の入札制度の見直しの際に、国の指針も鑑み、最低制限価格の事前公表を行わなかった経緯があり、慎重に対応する必要があるとの答弁でありました。この答弁を踏まえ、公約では町の公共事業の入札において最低制限価格の事前公表を行っていくと掲げられておりますが、是枝町長、入札制度の方向性をお示してください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

町長選挙となりましたその理由に、最低制限価格の漏洩という官製談合の疑いがあったので、入札制度における官製談合の防止策に、最低制限価格の事前公表がその1つに挙げられると考えております。

しかし、公室長の答弁にもございましたように、最低制限価格の事前公表についてのメリットやデメリットがございまして、ですので、この最低制限価格の事前公表を含めて有効な他の方法も検討もしているところでございます。できるだけ早い段階で、今の忠岡町の状況に応じた公正で適切な入札制度の対策を講じてまいりたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

忠岡町の状況に応じた入札・契約制度を検討するとの答弁であり、まだ方向性は確定できていないことが分かりました。

では、2つ目の項目、基金の質問に入ってまいります。

4つの提案の20億円の基金を使い、物価高から暮らしを守るという中に、小・中学校給食の質向上、無償化とありますが、そのことについてお聞きします。

まず、選挙公報の中では、ため込んだ基金20億円という文言がありました。基金には、主に財源に余裕があれば積み立て、不足すると取り崩す、家計に例えると貯金に当たる財政調整基金と、特定の目的を果たすために計画的に資金を積み立てた特定目的基金があると、本町の財政状況の資料にも書かれております。また、通告書にも挙げているように、地方自治法第241条でも定められています。本町の基金の現状と考え方についてお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

基金につきましては、議員仰せのとおり、地方自治法第241条において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」と規定されております。そして、積み立てた財政調整基金は、地方財政法第4条の4において、「経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合、災害が発生した場合、緊急に必要となる経費など、不足額を補填する目的での場合に限り、積立金を処分することができる」とされているところでございます。

本町においては、平成18年度に経営悪化による忠岡病院の閉院に伴い、財政調整基金を全額取り崩し、その後、数年間は毎年赤字決算となり、財政再建団体への転落、財政破綻への懸念が危惧された経緯がございます。そして、各種団体への補助や住民サービスの見直し、職員の給与カットなど、第2次財政健全化計画や忠岡町未来計画を進め健全化を図ってきた結果、徐々に基金を積み立てることができました。

このような経験則から、二度と同じ過ちを起こしてはならない。そして、当時のような財政状況にははいけないという思いから、持続可能なまちづくりのためには、ある程度の財政調整基金が必要であると認識しているところでございます。

ここ数年は、国税収入の上振れに伴う普通交付税の再算定により、普通交付税が追加交付されたことなどによる歳計剰余金を財政調整基金に積み立てることができましたが、今後、人口減少が加速し、中でも労働力人口が減少することにより、税収減や膨らみ続ける社会保障経費などが財政に及ぼす影響を想定いたしますと、決して楽観視できる財政状況

ではないと考えております。

さらに、財政健全化時代に手をつけることができなかったハード整備、公共施設の老朽化対策や、近い将来発生する確率が高いとされる南海トラフ地震をはじめとする災害対策など、緊急的に財源が必要な場合を考えますと、安定した財政運営を実施するためには、一定の基金残高は確保しておくべきと考えております。

令和6年度末時点の基金残高見込みは19億1,000万円となっておりますが、令和5年度決算時点での大阪府下市町村の基金残高の状況につきましては、本町は17億2,000万円の基金残高となっておりまして、府下43市町村中、36番目の保有残高となっているところでございます。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

このような本町の歴史を聞いておりますと、緊急時の対応、そして社会情勢の動向、本町のハード面、ソフト面の現状を把握しながら総合的に考える視点を持ち、財政運営を行うことの大切さ、大変さを実感いたしました。

是枝町長の今回の選挙公報の「ため込んだ」という文言は、町民の方の受け取り方としては、たくさん蓄えていると伝わっているため、それだったら物価高騰対策をしてほしいとの声がありました。議員33年の経験があり、地方自治体の事務を管理、執行する権限を持つ町長が誤解を招くような発言をしてもよいのでしょうか。公室長の答弁をお聞きしますと、ため込んだ基金という文言はエビデンスのない事実に基づかない発言であり、私は不適切であると感じております。

また、昨日の公約実現の町長の答弁は、財政調整基金は使わないにこしたことはない、国庫補助金や地方交付税の活用、ふるさと納税の収入を増やすことも考えていくとありましたが、20億円の基金を活用して住民の暮らしを支えると訴えていた公約とは相違があるのではないのでしょうか。

続いて、青年会議所が主催した町長選挙の公約、公開討論会の中で、小・中学校給食の質向上、無償化を当選後すぐに行うと訴えられたことについてお聞きします。

昨日の答弁から、この公約実現においては6,100万円の経費が必要であると。住民の声を聞き、担当部局や財政課と相談して検討していくとお聞きしましたので、角度を変えて町長にお聞きします。もしもこの給食無償化などの公約が実現できない場合、誰の責任になるのでしょうか。北村議員も心配されておりましたとおり、町長の答弁を聞いておりますと、このままですと町民や職員の方々の責任と捉えられる発言にも感じますので、この責任の所在を明らかにしておく必要があるのではないのでしょうか。

そして、その前に、是枝町長は議員時代、前町長にこのようにおっしゃっていたことを述べさせていただきます。「公約というのは、政治家は有権者と約束を交わすことで信頼

を得て、その地位、つまり町長の地位に就くことができる。そして、公約違反は、約束が成り立つ前提を傷つけているということで、忠実性の侵害であると非難されなければならないわけです。町長がごみ処理を広域化すると約束し、期待した有権者が裏切られた政治倫理の問題であり、理由はともあれ重大な問題だという認識が町長におありでしょうか。

そして、ほかにも、「公約は町長の指示に基づいてやっているわけで、町長さんの公約違反の説明責任は部長や次長ではできないんです。町長さん自らがしないといけないんです」と質問されております。ということは、公約が達成できない場合は、町長の責任で、町長自らが説明する責任があると理解できます。責任の所在については是枝町長のお考えをお示してください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

公約につきましては、これを守って実行していくという、そういった責任が私にございますので、幹部職員や職員には責任はございません。私がそれを一つ一つ実行していくことでございますので、スタートして1か月というところでありますので、これから一つ一つ実現していくためにと、力を尽くして頑張ってまいりたいというふうに思います。

そして、忠岡町の財政状況が大変しんどいときがございました。今から20年ほど前でございます。そのとき、ここに議員でいらっしゃった方は大変少ないと思います。私はその当時のことを知っておりますので、財政調整基金がゼロになってしまった、そういったことを経験しておりますので、一定の金額は必要であるという認識は皆さん以上に持っております。

で、その財政調整基金の考え方、その他の基金の考え方でございますけれども、忠岡町は先ほど基金をため込んだというところを問題に、議員、されていらっしゃると思いますが、忠岡町、このシビックセンターの元利償還の返済が大変重くのしかかっていたというところで、毎年3億円以上がその返済金、どこからも補助金がない中での捻出するところが大変でございました。しかし、平成30年、最終的には31年ですけれども、に終了したというところで、その返済が終了したというところで少し財政的にも余裕が出てきているというところは否めないところだと、誰も否定できない問題だったことがございます。

ということで、そういったところから財政的にも少し以前よりも楽になってきたというところがございます。その余裕のところを、この物価高騰で今大変な住民の暮らしが大変なのに、そこに充てずに今後のことに備えてというところで積み立てていくという、そう

いうバランスでいいのかというところを私は問題にしたわけでございます。

ということで、忠岡町をはじめ地方自治体の本旨は、地方自治法にも規定されているように、住民福祉の向上ということで向上させていく。今、物価高騰で暮らしが大変になって後退していつている、暮らしが後退していつている、そこを向上させていくという役割が忠岡町にはあると私は考えております。ですので、そういった財政調整基金にためていくということではなく、そのバランスをとりながら住民の福祉の向上のためにも活用していく、これは当然のことであるというふうに考えております。

令和7年の1月24日に出されました総務省の自治財政局財政課の事務連絡、皆さんもご存じだと思いますけれども、そこには基金について触れられているところがございませぬ。「地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努めていただきたいこと」というふうに、今引用しましたけれども、そのように総務省自治財政局財政課が、基金については活用方法としてはこのように運用していただきたいというふうに述べられているということでございます。

ですから、よく十分検討を行った上で、基金は優先的に取り組む事業への活用を図っていただきたいと。国のほうもそうですね、地方交付税というふうなことで地方に交付をしているのに、使わずにそれを、基金をどんどん積み立てていくとなると、国としてもやはりそれはきちっと必要なことに使ってもらいたいというのは当然のことであろうかというふうに思います。ということで、基金についての私の考え方はこのようであります。

ということで、学校給食の無償化については、これは私はいの一番にやっていきたい、早急にやっていきたい事業であるというふうに考えておりますので、年度途中で実行するとなれば、予算の組み方としては、財源は補正予算を、一旦取り崩して補正予算を組まなければ、そういうふうに手続をとらなければできないかと思っております。しかし、実際に決算をする段階でどのように、取り崩さなくても大丈夫なようになるのか、取り崩したままになるのか、それは決算の状況ということでございますが、学校給食の無償化、小・中学校、両方とも早期に実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

責任に関しては町長の責任であるというお答えを頂きましたので、基金と町の財政の使い方に関しては、慎重に精査しながら、公平な物価高騰対策、子育て支援に、施策に注力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に3項目目、令和7年度の予算政策的経費に移ります。

新町長から予算政策的経費においての執行、未執行の事業が上がってきました。未執行の事業になったこどもチャレンジ支援事業は、段階的に進めていくため今年度は就学援助受給相当世帯、生活保護世帯の4歳から中学3年生までを対象に、学習指導要領で取り扱われている種目、分野に関する習いごとに関わる費用を、児童・生徒1人当たり月額5,000円を上限に補助金を交付する施策でありました。この施策を行った場合、どれぐらいの費用が必要なのかも提示していただき、是枝町長はなぜ未執行という判断をされたのか、お考えをお示してください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

こどもチャレンジ支援事業につきましては、就学援助受給相当世帯、生活保護世帯の4歳から中学3年生までを対象に、学習塾、習い物の費用を毎月5,000円上限に補助するという事業でございました。

当初予算におきまして約351万円が予算化されてございました。しかし、本町におきましては、あすなろ未来塾や放課後子ども教室、各種の児童教室などを実施してございますので、その充実に努力してまいりたいというふうに考え、今回はこどもチャレンジ支援事業は未実施と判断いたしております。現在行っておりますこれらの教室以外に必要な教室などございましたら、拡充に向けて考えていきたいというふうに存じております。

議員仰せの子どもたちの可能性を広げることへの支援につきましては、今後もお意見を賜ってまいりたいと存じます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

保護者からは望まれている、喜ばれている施策であったこと、子育て世帯、経済的負担を家庭の状況によらず軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を等しく提供でき、学びの場の選択肢の幅が広がる施策であったので、未執行という判断は私は残念であります。あすなろ未来塾や児童の教室の充実にありますと、小学生を対象にしている教室になり、吸収力が高い低年齢から学びの機会の提供の部分が欠けることとなります。総合計画に沿った施策として考えられたこの事業、代替案を熟考していただきたいことも踏まえ、この使わなかった予算の使い方について具体的に考えておられる事業があれば教えてください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議員仰せの各種児童教室は小学生が対象でありますので、4歳児、5歳児、就学前の子どもが対象にはなっていないというところはよく存じております。ですので、4・5歳児につきましても、必要なそういった教室なり、そういったものがございましたら充実させてまいりたいというふうに存じております。

今後も今奈良議員のご意見も頂きながら検討して、そういったことも考えてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

私、現役保育士としての立場から、未来を担う子どもたちの育成においては、本当に物的環境と人的環境を整えることが大切になってきます。ぜひ質の高い機会の提供ができる環境整備をお願いいたします。

4項目目、2025年大阪・関西万博の質問に移ります。今回は子ども招待事業のことと、本町として関わっている事業についてお聞きします。

子ども招待事業におきまして、両小学校において校外学習として遠足に行かれたことと、中学校においては6月17日に中止の手紙と一緒に無料招待券が入った封筒が配られたことは認識しておりますが、学校の子ども招待事業の状況を教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

両小学校につきましては、4月と6月に万博への遠足を実施したところでございます。中学校につきましては、当初7月上旬に万博への校外学習を予定しておりましたが、管理職を含めた複数名の教員で下見を行い、学校において協議を重ねた結果、学校長が中止の決定をいたしました。

なお、校外学習や遠足等、教育課程の編成につきましては、学校長の判断となりますが、実施に限らず中止の際には保護者の方に丁寧に説明するよう伝えておりますので、学校より保護者の方に説明の手紙を配布いたしましたものと理解しております。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

中学校においては、中止の手紙が1枚配布されておりますけれども、保護者、そして何よりも楽しみにしていた子どもたちに対して寄り添った丁寧な説明であったかは、声を聞いている限りでは懸念があります。中学校1年生においては、宿泊研修も校外学習もなくなり、子どもたち同士で楽しみながら学ぶ機会がなくなったことに、親子ともに悲観の声が届いておりますので、代替案を考えていただきたいこと。それと同時に、学校単位では来場を行わず、親の仕事の都合などで万博に行くことが難しい子どもたちを対象に、夏休みの期間中、府が委託したスタッフが無料で引率するツアーを実施する予定があること。また、4歳から中学生までの子ども、または高等学校等に在学する障害のある子どもの保護者、引率する保護者の入場料について補助があることを知らない方もまだおられるので、周知をお願いいたします。

次に、忠岡町のPRとして、今後も様々なイベントに参加していく予定になっており、7月の真夏の陣として、キッズダンス・キッズフラの出演、地域魅力発見ツアーなどとして、赤井勝さんのステージイベント、万博弁当に本町のシラスの使用が決まっております。是枝町長として、大阪万博への思いや姿勢を教えてください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議員仰せの現在開催されております2025年大阪・関西万博の本町の事業につきましては、引き続き実施してまいります所存でございます。

また、PRにつきましても、広報ただおみや忠岡町のホームページ等でも引き続きPRを行ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

万博は、本町のPRをする場として重要な事業ですので、積極的な参加をお願いしたいのでありますけれども、是枝町長は、議員時代に万博の開催において反対の立場での発言が多くありました。令和5年第3回定例会では、2025年大阪・関西万博の中止を求める意見書も提出されており、また令和6年度補正予算の大阪・関西万博子ども招待事業委託料の削除も求め、中止、反対の立場でいたのにもかかわらず積極的に参加するというのは大いなる矛盾を感じております。

ほかにも、安全に懸念があるため、万博中止をうたっている共産党から推薦をもらっている町長でありながら、産経新聞の6月16日の記事では、町政運営において共産色をこ

とさら打ち出すことはないと強調されております。発言と行動が私は一致していないと感じておりますが、その辺りの見解を、大阪万博への思いや姿勢を併せて再度答弁をお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議員より2つのご質問を頂きました。

まず、万博についての私が議員時代のときの態度というところと現在と違うのではないかというご質問でございますが、私自身、万博の開催そのもの、万博そのものを否定するものではございません。しかし、可燃性のガスの問題であるとか、様々なそういう安全対策がとられていないというところで、そういった安全対策の面からそこでの開催ということについては中止を求めてきたという経緯がございます。安全対策、今もう開催されておりますので、安全対策をきちっととられて、安全な開催をされるということを願っております。

そして、その立場が町長になったということで、忠岡町の住民の全体の利益というところ、また今進めている事業というところの点からも考えれば、この開催を中止を求めるところが必要なことなのかということよりも、安全に開催されるというところに力を入れていくというところのほうが、私は必要なことだというふうに考えておりますので、矛盾をしているとかということではなく、安全に開催されるということを願っているという、そういう立場でございます。

また、もう1つですね、日本共産党の推薦を受けているということで、それが日本共産党の推薦を受けているということについては、推薦はお受けをいたしますが、そこに縛られるということではございません。いろいろなご意見を聞きながら、そして日本共産党のご意見を聞きながら、総合的に私が最後には判断をしていくという、そういうことでありますので、公認ではございませんので、推薦を受けたということでもあります。公認と推薦の違いということをご理解いただきたいというふうに考えております。

こういった質問だったと思いますが、そうだと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

ちょっと私は理解に苦しむ面もあるんですけども、立場が変われば考え方も変わることなのではないでしょうか。首長の立場として、そのような一貫性のない考え方で町政運営

のかじ取りを任せることは、私も含め町民の方々は不安を感じている実態があることはお伝えさせていただきまして、次の質問に入ります。

5 項目目、中学校のクラブ活動についてです。

当会派の河瀬議員が、前回の定例会にて、中学校のクラブ活動について外部指導員の配置や地域移行に向けての取組について質問されており、ほかの自治体同様に進めていくべき課題であると認識しているとの答弁がありました。その状況の中、令和7年度が始まってみると、中学校の男子サッカー部、バレー部の新入生募集停止があり、新入生で両クラブ活動の入部を楽しみにしていた子ども、親ともに悲しみの声が上がっております。4月8日に保護者の方からお聞きして、私も教育委員会に本件についてご連絡はさせていただいております。中学校と教育委員会が本件についてどのように連携してきたのか、状況説明をお願いします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、部活動の地域移行につきましては、進めていくべき課題であると認識しております。しかしながら、中学校数の少ない町村には、財政面やマンパワー面において解決し難い多くの課題がございます。一方、部活動の数につきましては、生徒数の減少に伴い各部の部員数も減少し、特に団体種目の部の存続自体が危ぶまれる状況でございます。さらに、教員数の減少により、1部活動当たりの顧問数も減少し、顧問をする教員の負担が増大しております。

このような状況の中、持続可能な部活動を将来的に保障するためには、部活動数の削減が不可避と判断し、学校長が今回の決定をしたものと理解しております。しかしながら、部活動につきましては、学校教育活動の中で教育的意義を有するものであり、他の教育活動同様にPTAをはじめ保護者との連携は不可欠であると認識しております。

よろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

クラブ数の減少においては、時代の流れを考えると仕方がない部分ではありますが、今回は決定に至るまでの経緯に難点がありました。具体的な内容は控えますが、学校からの保護者対応において寄り添った丁寧な段階的な説明、そして教育委員会の説明、連携がうまくいっていなかった部分であります。今後はしっかりと教育委員会からも主体的に連携し、保護者、学校、地域が一体となった教育環境を整えていただきたいと思います。

6月の大阪府の本会議でも、公立中学校における学校部活動の地域移行についての質問があったと聞いております。学習指導要領の中には、クラブ活動における目標と内容があり、それらが達成できるようにするためにも、本町のできる形で仕組みづくりをお願いしたいのですが、今後の課題等を含めた方向性を教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

本町教育委員会としましても、このような状況の中、休日の部活動の地域移行を進めるための地域の受け皿や人材の確保を含めた制度設計について検討してまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

制度設計においてですが、休日だけではなく、平日も含めて考える必要があると思います。6月25日の教育委員会定例会では、教育長や教育委員の方々も、中学校が疲弊しているため、家庭、学校、町全体で意識づけや対応していくことが大切であり、外部の専門家に来ていただくとの発言もありましたので、ぜひ学校との連携を強化して、学校運営の充実に努めていただきますよう再度お伝えいたしまして、続いて、6項目目、熱中症対策の質問に入ります。

本町の小・中学校の児童生徒の水筒事情についてお聞きします。飲み物がなくなった場合や水筒を忘れた際の対応も含め、小中学校の水筒についての現状を教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校におきましては、原則水筒を持参し、特に暑い時期には学校通信や保健だより等で水筒持参について保護者にご協力を依頼しているところがございます。併せて、運動会や暑い時期での校外学習の際には、予備のペットボトル等の持参についてご協力をお願いをしております。

議員お尋ねの飲み物がなくなった場合や水筒を忘れた際には、小・中学校とも原則保護者に連絡をし、持参いただくのが困難な場合に、小学校では事前に購入したペットボトルの水を児童に渡し、代金を受け取っているとのこと。引き続き熱中症対策に取り組ん

でまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

中学校ではペットボトルの購入がないことを私、今回知りましたので、すみません、通告書に小・中学校ペットボトルと両方書いてしまったことを訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

小学校のペットボトルの購入において、先生方の手間を考えると、このやり方でよいのかと疑問に感じておりました。先日、中学生のお子さんがある保護者の方から、家に水筒を忘れ、学校に慌てて届けた話を他市の方にと、「学校にウォーターサーバー、ないの」と言われてびっくりしたと。本町でもできないのかというお声を頂きました。

私も子どもが東忠岡小学校に通っているときに同様のお話を先生にしたところ、ちょっと実現は難しいとのお答えではありましたが、実際に取り入れてる学校もあるので実現できないわけではありません。今の状況を考えると、議題に上げていく話ではないでしょうか。衛生面、費用面などの課題を一つ一つ解決し、熱中症対策としてウォーターサーバーの導入をすべきだと考えます。導入の考えはありますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校の状況等を確認の上、先進事例等を調査研究してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

ウォーターサーバーの導入においては前向きに検討をしていただき、中学生においての水筒忘れ、飲み物がなくなった児童・生徒への対応においては、学校の実情を踏まえて、できるだけ早急に取り組を考えていただき、熱中症対策にどうかご尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

最後の項目である子ども健診に入っております。

先日、小児科医の先生から5歳児健診についてのお話を伺ってきました。令和7年度の予算審査特別委員会でも質問されており、様々な課題があることはこども家庭庁の資料でも存じ上げております。この5歳児健診を行う意義は、知的な遅れを伴わない発達特性を持つ児の早期発見等であります。そして、適切な支援により、2次的な問題の予防につな

がっていくことです。そのために、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング等を目的とした健診の標準化、体制整備と、地域のフォローアップ体制の構築が必要になってきます。そこでは、教育委員会等とも情報を共有して、就学に向けた準備に円滑につながるようにしていくことが重要であり、教育関係者との連携を行うことが大切であるとおっしゃってありました。

就学前検診との兼ね合いもあり、法的根拠と実施主体は異なってきますが、検診内容は似た部分もあります。このような状況も鑑み、この5歳児健診の本町の現状と方向性について教えてください。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

5歳児健診は、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としたものです。

特徴としまして、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち振る舞いを評価して、社会的な発達の状態を把握することにより、その体制整備としまして、健診の実施方式、健診従事者の確保等が必要であります。就学を視野に入れての相談や連携についても検討することが大切です。

担当の健康づくり課の現状といたしましては、健診開始を目指す事前準備といたしまして、今年度夏頃以降より、既に実施している市町を参考に調査を行い、実施方式や医師、心理職等の専門職の確保などについての協議を進めたいと考えています。

方向性といたしましては、現在のところ開始時期は申し上げられませんが、これから行う調査を踏まえ、体制が整いましたら、実施してまいりたいと考えています。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

学校における不登校の原因には、2次障害の症状がある児童生徒が多く、知的な遅れはないものの診断がついていない困難さを抱える児童・生徒が、教師との間で特性の理解が得られず、双方がしんどさを感じてしまうというケースもあるということなので、この5歳児健診が重要になってくるのではないのでしょうか。今年の夏頃から調査を始め、健診開始を目指していただけることが分かりました。こども家庭庁では、2028年までに普及率100%を目指しているということなので、本町もなるべく早い開始ができるように、体制整備をよろしく願いいたします。

忠岡町は、持続可能な「つながる、集う、人を育む」まちづくりを目指すため、「日本一小さなまち、ただおか」の特徴を生かした第6次忠岡町総合計画が策定されており、令和12年までの指針となっております。この指針に基づいての政策が熟考され、町政運営が行われていくように、議員として今後も監視の役割を果たしてまいります。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、田辺みき議員の発言を許します。

8番（田辺 みき議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

はい。

8番（田辺 みき議員）

議長より発言をお許しいただきましたので、これより発言をさせていただきます。5月18日の選挙にて選出していただきました田辺みきと申します。初めての議会ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、シニア向け事業を通じた生きがいを育める地域づくりについてお尋ねいたします。現在、我が町を含めて日本全体が超高齢社会に突入しています。65歳以上の人口は、約30年前の平成6年には14%でしたが、令和4年10月には29.0%になりました。つまり、ここ約30年で65歳以上の人口のシェアが倍増し、日本人の3人に1人がシニア層になる社会が到来しつつあります。

日本全体の話ですが、実際、忠岡町におきましては、令和6年12月現在の忠岡町のご報告によりますと、65歳以上の人口は4,677人で、28.7%となっています。先ほどの29%をやや下回りつつも近い数字となっています。このような超高齢社会におきまして、シニア層の方々が幸福に生きることができかどうかということは、とても大切なことではないでしょうか。もちろん幸福と言いましても、いろいろな考え方があります。ただ、病気で苦しむことなく、体が健康で生きがいがあるかどうか、これは大変重要ではないかと考えます。忠岡町におきましても、この生きがいというものをもっと事業の柱としたり、生きがいの最大化というものも目指していくことが大切ではないかと考えています。

それでは、1つ目の質問です。国が推進していた1億総活躍社会の実現に向けて、これは平成27年度に開始され、令和3年で一旦終わっているとは知っておりますけれども、この超高齢社会に向けた取組として大切な視点であると考えますので取り上げました。忠

岡町が取り組むシニア層の活躍について、特に重視している成果指標は何かをお答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのシニア層の活躍についての成果指標は定めておりませんが、地方創生の観点から、年齢や障害の有無、住民や町外の人といった区分を越え、誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりが重要とされており、本町においても誰もが生きがいや役割を持ち、自分らしく生きることができるような生涯活躍の仕組みと環境づくりが重要であると認識しております。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

では、その達成に向けて行っている事業と、その評価はいかがかをお答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

町が実施しております居場所や生きがいづくりに向けた事業としましては、老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいや健康づくり、地域社会との交流を図るほか、総合福祉センター及び東忠岡老人憩いの家を活用した高齢者の健康増進やクラブ活動、教養、レクリエーション活動等の事業を実施しております。

また、心身の健康の保持や高齢者相互の親睦を深める機会を提供するため、老人福祉農園を運営しております。

加えて、高齢者の生きがいと健康づくり事業を町社会福祉協議会に委託しており、健康づくりのため、グラウンドゴルフ大会や健康体操教室、子どもとの世代間交流等を実施しております。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。それでは、2つ目の質問に移ります。

忠岡町における65歳以上の方の就業状況はいかがでしょう。その就業状況の年代別、性別、業種別、収入別などの分析は行っておられるでしょうか。シニア層の就労ニーズが高い業種は何なのか。企業側からのニーズとかマッチングを図るためのきめ細かい取組状況はどうなっているかをお示してください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

65歳以上の方の就業状況などについて産業住民部からお答えいたします。

令和7年5月末現在、忠岡町内の65歳以上の人口は男性1,931人、女性2,745人、合計4,676人で、忠岡町人口の1万6,175人に対して28.9%となっております。5年前、令和2年5月では、65歳以上の人口は男性1,998人、女性2,824人、合計4,822人で、忠岡町人口の1万7,033人に対して28.3%となっており、5年間で65歳以上の割合が0.6ポイント上昇いたしました。

忠岡町における65歳以上の就業や収入状況についての分析等は町として実施できませんが、ハローワーク泉大津によりますと、4月の月間有効求職者数924件のうち、紹介件数は161件、就職件数は41件となっております。しかし、求職登録は全国で可能であるため、取扱い件数はハローワーク、泉大津市、忠岡町内の居住者のみとは限りません。

次に、就労ニーズが高い業種につきましては、これも町としては分析などは行っておりませんが、就業構造基本調査におきまして、男性は専門的技術的職業が最も多く、女性はサービス職業が最も多くなっております。

また、企業側からのニーズとのマッチングを図るため、きめ細かい取組状況につきましては、まず企業側のシニア層求人ニーズ等を調査研究を行うことが重要であると考えております。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

それにつきまして、質問いたします。忠岡町として実施できることはありますでしょうか、お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部のほうからまずお答えさせていただきます。

シニア層に特化したものは今現在のところございません。しかしながら、2市1町の泉北就職情報フェアを毎年開催させていただいております。こちらの事業にシニア層の募集企業様や求職者皆様もご参加していただきますよう周知してまいります。

以上でございます。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

続きまして、福祉課の立場としてお答えさせていただきます。

健康で働く意欲のある高齢者が、豊かな経験を生かし、働くことを通じ生きがいがづくりや社会参加ができるよう、シルバー人材センターの活動を支援しております。シルバー人材センターでのニーズの多い業務は、こども園や学校等の用務員で、また他の業務につきましても、1日2時間程度のものが望まれているとお聞きしております。受注に対するマッチングは、各会員の就業歴や求める業種の意向を酌みながら丁寧に対応されております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

では、3番目の質問に移ります。

忠岡町における要支援、要介護の状態改善を目指すような取組は、冒頭にも申し上げましたとおり、生きがいを育み、生きがいを最大化する視点が必要であると考えます。

具体的な成果指標は設定しておられますでしょうか。もしくは、成果指標を設けて、今

後取り組むお考えはあるのかをお尋ねさせていただきます。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

生きがいきづくりについての成果指標につきましては、事業への参加人数をはじめ取組状況等の目標設定を、忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画にて定めてございます。本町としましても、介護保険法に基づき、要支援・要介護状態の予防、維持に向け、楽トレサークルやインターバル速歩、お元気いきいき教室などの介護予防事業や、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業で、ポピュレーションアプローチとしまして、町内集会所を訪問して、社会的フレイルや身体的フレイル、また、栄養に関する教室を実施。ハイリスクアプローチとしまして、健康状態が不明な方への個別訪問を実施し、必要なサービスへつなぐなどの支援を行っております。

また、町としまして各種事業を行うことに加え、地域コミュニティの活性化を推進することが、生きがいや役割づくりに不可欠だと考えます。地域づくりについては、社会福祉協議会が担っており、地区福祉委員によるサロン活動や、高齢者個別訪問などを行う小地域ネットワーク事業等を実施するほか、手話通訳奉仕員講座などボランティアに関する講座を実施し、ボランティア活動の促進を行っております。

今後も社会福祉協議会と協働してシニア層の生きがいや役割づくりに努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。シニア層の方々の生きがいを生み出し、できるだけ住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていけるように、就労、福祉、教育など事業の連携を深める取組が可能ではないかと考えますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に参ります。

今回、町長が公約に挙げられました上下水道料金の引下げにも触れますので、それについてご質問させていただきます。

まず、忠岡町における下水道布設済みの割合は97.5%と認識しておりますが、非居住者家屋の増加によって、実際に利用されている世帯の割合には乖離があるのではないかと考えています。

町として、供用可能区域における実利用世帯の割合や、過去5年間の利用世帯の増減傾向をどのように把握、評価されておられますか、お伺いします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員お尋ねの水洗化率につきましてご答弁させていただきます。

本町の水洗化率の推移は、令和6年度速報値93.7%、令和5年度92.7%、令和4年度92.3%、令和3年度91.9%、令和2年度90.5%であり、5年間で3.2%上昇しております。水洗化率の算出方法につきましては、排水設備工事申請書に記載している世帯人数を過去からの積み上げることにより算出しています。

議員仰せのとおり、空き家が出れば利用者は減りますが、子どもが生まれれば利用者は増えます。このような変動を正確に把握するためには、多くの手間と時間を要するため、前に述べた算出方法を用いており、乖離が生じることは承知しておりますが、その乖離は大きくないものと考えております。したがって、水洗化率につきましては推定値とお考えください。

水洗化率の評価につきましては、令和6年度は各自治体の集計ができていないので、令和5年度数値で比較した場合、全国平均95.9%となっており、2.4ポイント下回っております。単純な比較においては良くないものとなっておりますが、本町は汚水整備、ハード面です、こちらを優先的に実施し、水洗化接続事業が手薄になったことの表れだと考えております。水洗化率100%が望ましいのは当然のことですが、借地借家の関係、浄化槽で不便を感じない、高齢者のみ世帯で建て替えを予定していないなど、世帯ごとに水洗化ができない、もしくはしない事情がありますので、時間は要しますが、着実に水洗化率は向上しておりますので、引き続き下水道への接続について、ご理解、ご協力が得られるよう周知してまいります。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。それでは、今のお答えに対して質問させていただきます。

現在、未水洗の人口はどの程度となっておりますでしょうか、お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

未水洗化人口は、処理区域内、下水道整備済み区域内で1,180人程度となっております。世帯数ではおおむね570世帯との認識でございます。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。それでは、水洗化100%に向けた取組、現在はいろんな状況がありますが、このコンパクトな町においては大変100%に近い数字となっておりますので、その問いとなりますが、100%に向けた取組として、水洗化のための助成制度などはありますでしょうか、お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

水洗化促進の取組として、既設のくみ取り便所、またはし尿浄化槽を水洗便所に改造された方に、助成、融資のあっせん制度などを設けております。助成金の例ですが、個人の家の場合は2万円。また、融資あっせん制度は1件70万円を上限とし、全額返済後に融資に伴う利息を忠岡町が全額補助するものとなっております。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

耐用年数を超える下水道管は湾岸地域に一部あるとの説明が3月定例会でなされましたが、交換等の耐用年数を延長する工事は完了しておられますでしょうか。もしくは、完了予定時期を明らかにしていただければと思います。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

湾岸新浜地域にある耐用年数を超過した下水道管の更新につきましては、更新時期を迎えておりますので、今から準備を始めてまいりたいと考えております。まずは下水道管を調査することから始める予定でございますので、今の時点で明確に何年度から始め、何年度に完成するかは、今後の調査の結果を見て検討してまいります。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。それについてのご質問をさせていただきます。

管渠の更新事業を進めていく上で、今回の値下げは黒字圧迫の要因の1つになるのではないかと考えております。いかがでしょうか。また、超過耐用年数の対象の工事計画は立っていないのでしょうか、お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員仰せのとおり、値下げの財源は、利益、黒字をもって措置するため、利益、黒字を押し下げる要因となります。しかし、汚水事業につきましては、しばらくの間、黒字経営を維持できると見込んでおり、値下げの余地はあると判断しております。また、雨水事業につきましては、収支が均衡するように経営しているため、黒字を圧迫する要因とはなっておりません。

下水道事業の経営では、汚水私費、雨水公費となっており、雨水事業につきましては、下水道使用料の値下げとは関連しないものとなっております。汚水管、雨水管の更新計画につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、下水道管を調査し、結果を踏まえ、更新計画、更新事業を進めてまいります。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。工事計画はこれから策定されるとの理解をいたしましたので、大変でしょうが、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3番目の質問に移ります。施設等の老朽化に伴い、維持費、管理費も上昇することが見込まれます。例えば、一般社団法人、水の安全保障戦略機構などが2024年に公表した資料によりますと、忠岡町の給水区域を所管する大阪広域水道企業団では、2028年には34%の水道料金の値上げが必要だとされています。こうした想定を踏まえましても、現時点での上下水道の料金を引き下げる余力は乏しいと言わざるを得ないのではないかと考えます。むしろそうした財源があるのであれば、老朽化への先手の対策に振り向けることで、将来の料金上昇を抑制することが重要であると考えています。そこで、上下水道料金の引下げを可能とする財源について、お考えをお示してください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員お尋ねの下水道使用料の引下げに係る財源について、まずご説明させていただきます。

先ほどの答弁の補足となりますが、汚水事業に係る使用料値下げの財源見通しですが、老朽化対策が本格的に始まるまでしばらくの期間、下水道管の敷設量は毎年度数千万円程度と想定していますので、起債残高、元金償還額は漸減してまいります。現金預金残高につきましては、3条の黒字を4条の補填財源に充てた残額見合い分が積み増しされることとなりますが、下水道使用料が大きく減収する、または多額の現金支出が必要となるなどの要因が発生しなければ増額してまいります。

したがって、下水道使用料の漸減度合いや物価上昇など、どの程度織り込むかの設定条件により変動しますが、過去の平均等からの算出を基に想定するのであれば、しばらくは黒字経営を維持できるものと見込んでおり、値下げ幅、期間を具体にお示しすることは現時点ではできませんが、できるか、できないかについては、可能であると考えているとご答弁させていただきます。

なお、下水道使用料につきましては、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになるので、一般的には3年ないし5年程度が適当であるとされており、使用料対象経費を正確に把握し、適正な水準で使用者に負担を求めることが大前提となっています。

本町の下水道使用料は、特別会計、官庁会計時の平成21年に改定され、16年が経過しております。算定費用の対象項目についても、企業会計の概念を反映させたものとはなっておりません。また現在、使用料体系は、人口減少、節水型の機器の普及などによる影響が大きく反映されるものとなっております。急速に進行する人口減少、節水型機器の普及、維持管理費の上昇により、経営環境は厳しさを増すばかりですが、今後の下水道事業の経営の安定性とサービス向上に資する使用料体系を構築してまいります。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。ただいまの答弁の中で、老朽化対策が本格的に始まるまでとおっしゃっていただいたのですが、おおむねの時期を教えてください。そしてまた、改めての確認となりますが、下水道事業の利益、黒字を財源にするということによろしいでしょうか、お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

本町の污水管の更新を具体的に考えるまでは、おおむね15年先と考えております。

下水道使用料の値下げを実施する場合の財源については、経営上発生した利益、黒字をもって措置することになります。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。下水道料金の引下げの財源につきましては理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、上水道料金の引下げの財源についても教えてください。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

私の公約であります物価高騰対策としての水道料金の引下げにつきましては、基本料金の補助、負担軽減を考えております。本町におきましては現在、国からの物価高騰対策の交付金を活用いたしまして、来月の7月から12月までの6か月間、基本料金を減免する

ために、忠岡町が水道企業団に相当額を補助する形になっております。私もそういった同じような形をとってまいりたいと考えております。年度途中でありますので、財源は忠岡町の基金を取り崩す等を考えております。決算の状況でその取崩しがどうなるのかというところは、まだ分からないところがございますが、財源につきましても、担当部局と相談してまいりたいと考えております。下水道料金につきましては、今、部長のほうからご答弁がありましたので、その下水道会計の状況を見てということで考えてまいりたいというふうに考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。財政調整基金を使われるかもしれないというご答弁でありました。それにつきましては、手をつけるべきではないのではないかという考えがありますので、また追って審議を通して討論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

以上で、田辺みき議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩といたします。次は13時から再開をいたします。

（「午前11時11分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

一般質問です。

次に、河野隆子議員の発言を許します。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

5番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、最初の質問であります。産廃焼却施設の誘致計画についてであります。

忠岡町新浜に産業廃棄物焼却施設を誘致する計画が、前町長の下で進められてまいりました。産業廃棄物は約1日180トン運んで、忠岡町の一般家庭ごみは約20トン、それと合わせて一緒に焼却するという計画であります。

しかし、5月の町長選挙で新町長になりました是枝町長は、産廃焼却施設の誘致計画は白紙に戻すと言われていました。昨日に続いて今日は2日目の議員の一般質問ですが、町長就任初めての一般質問であり、公約については、中でも産廃焼却施設の誘致計画についての質問が多くありました。

そこで、町長にお聞きをいたします。当然、私たちも産業廃棄物焼却施設の誘致計画は中止すべきだと思っておりますが、広域化を目指すに当たって、非常に苦しい道であるということも昨日お答えされておりましたが、なぜ産廃焼却施設の誘致計画を白紙に戻すと言われているのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

町長よりご答弁お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

なぜ今この計画に反対してきたのかというご質問でございますが、私は環境に悪影響を与える可能性があるためでございます。公民連携の（仮称）地域エネルギーセンター整備等運営事業の中止につきましては、公民連携協定では日々の忠岡町民のごみの処理方法を三重中央開発に、焼却委託もセットになっておりますので、忠岡町民のごみ処理方法を確定させる必要がございます。それまでの間は契約が続いておりますので、公民連携事業が進んでいきますが、環境への影響を考え、忠岡町民のごみ処理は広域化を目指してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

何よりも環境を考えてというご答弁でございました。焼却量が約10倍になって、しかも9割は産業廃棄物でありまして、焼却施設が建設されれば、30年間焼き続けると、この小さい忠岡町で焼き続けるということになります。

環境保全という立場から、町長、環境への負荷をかけない方法をとると今までも言われております。人口が密集し、多くの人住むこの忠岡町に、わざわざ巨大な産廃焼却施設

を誘致しようと計画を進めていた前町長、町政でありますけれども、国基準を守るからと言っているけれども、安全とは言っていないと。動かしてみないと分からないと、こういった答弁がこの議会の中でもありました。非常に無責任な答弁ではないかと思えます。

新しく就任された是枝町長は、それを白紙に戻すと言われていています。そこで、どういった手順を踏んで中止していかれるのかについてお尋ねいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

進め方といたしましては、住民の声をお聞きし、議員皆様へはご理解得られるようにと、担当部局とも相談して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

5月に町長選挙が行われたわけなんです、その町長選挙の結果で是枝町長の得票率が35.9%で、過半数を取っていないということも、昨日から他の議員から言われています。

しかし、この町長選挙に当たりまして、他党派の候補者も、健康に影響を及ぼすおそれがあると判断された場合は、事業者に対して事業計画そのものについて協議を行うと、このようなビラも出されております。ですから、何も問題がないとは、ほかの候補者も言われているわけではないと思います。なので、現町長だけが反対の意を示したというわけではありません。そして、この計画は環境問題、環境が悪化するのではないかということへの住民の不安ですね、大いにあります。そして進め方、決め方にも問題があると言わざるを得ません。

令和4年9月のふれあいホールに始まって、その後10か所、集会所を回られたわけですが、これは本当に一方的な説明会であり、住民の意見を聞くという、そういった懇談会ではなくて、忠岡町は産廃焼却施設の誘致を進めるんだというような、押しつけの説明会だったと私は感じております。

そして、何を燃やすのかも分からない。議員ですら現時点でも分からないんです。そういった分からないままなのに協定書への議決をしてしまったということでもあります。内容も分からぬのに決めてしまうと、非常に無責任ではないかというふうに思います。これでは、住民に聞かれたときに私は説明できません。

国基準を守るからという町の答弁ばかりが今まであったわけなんですけれども、しかし、いろんな化学物質、そういったものが混ざり合って燃やすと、また新たな化学反応が起きて、有害物質が出ると、そういったことは本当はないのか。保証できるのか。そういったのがあったらまた国基準というのを新たに設けるわけなんです。ですから、不安は払拭できてないということでもあります。

そして、昨日の質問で、昨年12月議会で提出された請願書についてのことも触れられました。出された請願書、影響が懸念される地域住民との合意のない巨大な産廃焼却施設建設計画の凍結を求める請願書でありましたが、これは忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会、ここから出された請願書であります。私たち共産党議員は紹介議員となったわけですが、しかし、残念ながらこの請願書は議会では不採択という結果となりました。

5月20日に町長就任されて、まだわずか1か月余りであります。そういった中で、民意を得るために住民の声をよく聞いて、そしてまた、議員の理解と担当部局と相談もし、丁寧な手順を踏むと町長は言われています。

ごみ処理については、広域化を目指すとの点について、やはり住民の皆さんの理解、そして説明もして意見を聞くと、これは本当に大切なことであり、そこは町長は丁寧にさせていただくということが分かっています。これは今までの町政と違って、住民説明会をしると言っても全くしないといった答弁も繰り返された、そういった違いが新町長との違い、これがはっきりしているというふうに思います。ぜひ広域化に向けて進んでいってほしいというふうに思います。

次の質問に移ります。次はタウンミーティングについてであります。

町長は住民の声を直接聞くために、各地区を回って、タウンミーティング、ちょっと最近よく言われる言葉なんです、住民懇談会、つまり住民懇談会と言えばいいのか、を開かれると言われております。近頃では、住民懇談会、こういった名前じゃなくて、もうこの横文字、タウンミーティングと言って、どこの自治体でも行われているようです。地域住民の生活に関わることを話題とする対話型集会を開いて、町長と住民の皆さんが直接対話できる機会となっていて、これによって住民の声を町政に反映させ、より良いまちづくりに役立っているようでもあります。そこで、町長にお聞きしたいと思います。

今年度はされるのでしょうか。されるとしましたら、いつ頃、何か所ぐらいを考えておられるのでしょうか、ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

住民懇談会、タウンミーティングにつきましては、今年度はできるだけ早い時期の開催を考えております。これからの準備ということのため、今年度は各地区の開催は難しいとは思われますので、数か所でのタウンミーティングの開催ということになろうかと存じます。よろしく願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

まだ年度途中ですし、すぐにはできないというふうに理解します。しかし、できるだけ早い時期にということを考えておられるようであります。しかしながら、ただ会場だけ準備すればよいというものではありませんから、どういった内容で、どういった進め方、そういったことで、いろんな準備が必要であるということは理解できるんですが、例を言うと熊取町、ここは広報戦略課というところが担当されているということではありますが、小学校区単位で土曜・日曜の午前中、そして午後からと、住民がそこへ参加できるように時間の工夫をされておられます。

そして、お隣の岸和田市ですね。タウンミーティング、ここは自治振興課が担当されております。ここも4月に就任されました新市長さんの下で、6月から小学校区で進めているということでもあります。

どことも3つほどのテーマを決めて、対話型集会をされておられます。例えば、安心・安全なまちづくり、そして子育て支援、住民サービス向上に向けて必要と思うことなどと、こういったテーマを挙げてやられているようです。

対象者は町内在住の方や在勤の方であって、どこの会場でも参加できるという、岸和田市はちょっと違うんですけどね。自治体もあれば、校区以外の会場には行けないという自治体もございます。いろいろと検討してもらって、住民の声をよく聞くということもおっしゃっておられましたので、住民参加のまちづくりにと生かせるタウンミーティング、これを実施されますようによろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、補聴器の購入の補助制度の拡充について。これは今までも私、何度も聞かしていただいております。認知症との関係ですね。誰もが補聴器を買えるようにしてほしいと、そんな声が広がって、独自の助成を行う自治体が2024年度では1年で2倍近く広がっているんです。

難聴があるとコミュニケーションがうまくとれないと。もどかしく感じたり、また相手が何を言っているか分からないところで、「うん、うん」とうなずいてしまったりという問題も生じておるようです。また、言葉を聞いて理解して返事をするという作業は、脳のあちこちを使って行われることですが、難聴があると、それがスムーズに行われ

なくなります。

近年、難聴は認知症の危険因子として注目されております。それと同時に、補聴器の使用が認知機能の低下を抑制できるということも注目されております。

日本は欧米に比べて補聴器の使用割合が非常に少ないということが言われています。生活に支障の出始める中等度難聴者で補聴器をしておられる方は3割未満であります。このように加齢性難聴と認知症発症を抑制できるという関連性が言われているわけなので、やはり補聴器の補助、これは必要であるというふうに思います。

そこで、聞こえるようになって、集まりにも行けるということで、そういった声もあるわけなんですけど、厚生労働省が2021年、自治体に補聴器助成の状況などを調査した難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用と、その効果に関する研究を公表。当時、助成は36自治体、65歳以上の住民の聴力検査は4自治体のみが実施との結果を踏まえ、取組強化の検討が求められると厚労省が提言しているわけなんです。

で、医師会、この研究、いろいろ研究して、その研究で医師会に委託して聴力検査を行った金沢市の事例を調査しますと、19年実績で補聴器が必要と判定されたのは65人、実際に買ったのは7人、その7人はほぼ満足と答えたといいます。しかし、補聴器をつければ生活の質が上がるのは確実でありますけれども、購入するまではかなりハードルが高い、価格に問題があるというふうに指摘をされております。

で、忠岡町も令和6年6月から補聴器の補助をしていただいております。府下でもまだまだちょっと進んではいないところですが、忠岡町は早い段階でしていただいている。そして、上限額も5万円と、他市に比べると高い上限額を出していただいているところは大変努力していただいているとは思いますが、ここで質問なんですけれども、やはり補聴器が高額ということはご存じだというふうに思うんですが、本町の対象は65歳以上の非課税世帯のみという限定になっております。これを拡充されるというお考えはないでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのとおり、令和6年6月より加齢性難聴に対しての補聴器購入助成制度を65歳以上、非課税世帯の方を対象として実施しているところでございます。

議員お示しの対象者の拡充につきましては、助成を受けた方の補聴器装用による効果や実施市町の状況などを検証した上で検討すべきと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

よく私、お隣の泉大津市さんの例を言わせていただいております。泉大津市は50歳以上も対象ということと、それから課税世帯にも、4分の1になりますけれども、補助をしているということで、それでちょっと実績を聞いてみました。そこで、令和5年から始めておられます。令和5年、課税世帯が25人、そして非課税の世帯が35人ということで、60人の方がこの補助制度を使われたわけなんです。50歳から64歳までの方はこの年は0人だったということでもあります。そして、令和6年4月から今年の3月まで、この実績は、課税世帯が35人、非課税世帯が33人、68人の方が受けておられます。そして、50歳から64歳までの方は3人受けておられるんですね。もちろんこういった方は現役で働いていらっしゃるから、課税世帯であったというふうなお答えを聞いております。ですが、本町はまだ5人だということも聞かせていただいております。

ですから、やはり課税世帯にも広げてあげるということをすれば、もっと対象者は増えてくると。非常に補聴器、高いですので、そしてやっぱり認知症の抑制にもつながると、いろんな研究もされておりますので、ここのところはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、50歳以上の方も、やはり仕事をされている方が多いですから、職場での聞こえにくい、聞こえづらいということで支障が出るといったこともありますでしょうから、ぜひ年齢の引下げと課税世帯も対象にすると、ぜひ検討していただきたい。再度、ちょっとご答弁をお願いしたいというふうに思います。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

繰り返しになりますが、議員お示しの対象者の拡充につきましては、助成を受けた方の補聴器装用による効果や実施市町の状況などを検証した上で検討すべきと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

年金受給者でも非課税となると110万円、わずかな年金ですわ。で、これが1万円でも出たらもう課税になっちゃうので、対象にならないと。非常に所得が多い方でも対象にならないということが起こっていますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、1つ、この補聴器の補助があるということはお分かりになっておられるのですが、まず買う前に申請が必要であるにもかかわらず、先に買ってしまっただけ持って行ったという方もおられました。ですので、そういった方は残念ながら、非課税世帯の方でありましたが、残念ながら受けることができなかったということ、そういった例もありますので、ぜひ広報にね、1年に1回と言わず、やっぱり数か月に1回は、高齢者の方はホームページも見ませんので、載せていただきたい、周知をしていただきたいということも併せてお願いしたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

広報紙への制度の案内の掲載につきましては、枠の空き状況も踏まえながら検討してまいりますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

ぜひよろしく願いしたいというふうに思います。高齢者、そういった、せっかく受けられるのに、受けられないといったことがありますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

最後、配食サービスのことについてお聞きしたいというふうに思います。食の自立支援事業として、配食サービスを忠岡町、実施されておられます。まず最初に、お弁当の献立の質ね、このことについてお聞きしたいというふうに思います。

配食サービスは月曜から金曜まで実施をされておられます。お昼であつたり夕方であつたり、曜日によって異なるようではありますが、私も先週と今週、2回注文させていただきました、食べました。

1日目の献立は、赤魚の煮つけ、煮卵、きゅうりの酢の物、ごぼうの土佐煮でありましたが、全て味つけが濃いというふうに私は感じました。私はかなり自分で濃い味、好きなんですけどね、ちょっと濃いなというふうに思いました。それが、高齢者にはもう少しや

はり薄味のほうがよいのではないかというふうに思ったわけです。

しかし、当初始められたときよりも、高齢者には食べやすいように鶏肉を小さく切っていただいたりと、改善はしてきていただいています。ただ、この同じ質問、平成27年にしているわけなんです、平成18年には57人、平成17年には52人と利用者が登録されておったわけなんです、高齢者の人口は増えておりますのに、現在、利用者はお聞きするところによると34人だというふうに聞いております。

もちろん今はいろんな民間の事業者がテレビでも大変コマーシャルしておりますので、そちらのほうを取っておられる方もいらっしゃるんですが、非常に安くはありません。忠岡町は安いということで、非常に喜ばれているのかなというふうには思います。自己負担300円で、忠岡町は599円払っていらっしゃいますので、事業所には899円というお弁当1個に対して料金が払われているわけなんです。ただ、先ほどもちょっと味つけが濃いというところもありましたので、そういったところで、もうちょっと充実していただいたら利用者が増えないかなというふうに私は感じておるわけです。

そこで、アンケートですね。随分昔にはアンケートを取られたということもその当時の担当部長からお聞きしたことがありました。しかしながら、対象者は高齢者ですので、アンケートも取りにくい、書きづらいというところもありますので、もう簡単なね、もう3つか4つチェックするだけの簡単なアンケートでいいので、その場で、それでしたらその場で聞いてもらって、安否確認も入っておりますのでね、その場で書いてもらうということもできるので、そういったアンケートも必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

利用者アンケートの実施につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、相手が高齢者というところでなかなか難しい部分もございますが、利用者の状況等も考慮して、実施できる方法について考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

よろしく願いしたいと思います。それから、この自立支援事業のこの配食サービスで

すね。これはもちろん安否確認が目的だということをお聞きしています。ですので、体調も配達の時に見ていただいているということがありますけれども、少し今日は様子がおかしいなということがあった場合は、町との連携はどういうふうになっているのでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

訪問した際に、例えば応答がないといった場合とかですね、会えたとしても普段とちょっと様子が違うなというような場合がございます。そういった場合は、配達員のほうから役場のほうに連絡が来ましてですね、その際には必ず役場のほうからご本人さん、または家族様のほうに電話確認をさせていただいております。それでも連絡がとれない場合には、直接ご自宅のほうに我々のほうから訪問して状況の確認をしておりますので、よろしくお願いたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。よろしくお願したいというふうに思います。

次の②のところの質問です。高齢者の独り暮らしだけではなく、必要な方も対象にされることということで、ここの質問をしたいというふうに思います。

この自立支援事業の要綱、これ頂きました。利用者の対象者は、おおむね65歳以上の単身者ですね。それから、単身の重度障害をお持ちの方。それから、おおむね65歳以上の者または重度障がい者のみの世帯に属する者、そういったことが書かれております。利用の要綱ですね。

私が今日この質問の目的というのはですね、高齢者の独り暮らしだけではなくて、やっぱり高齢世帯もかなり増えておりますので、希望者の方にはそういった配食サービスをしてあげてほしいということを要望したいというふうに思うんです。それについてはいかがでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今先ほど議員の方からもありましたが、現在の食の自立支援事業の対象としましては、食事の調理に何らかの支障があり、かつ定期的に安否の確認を必要とする方ということになっておりますので、今後も今申し上げた内容については、今のままさせていただけたらなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

これ、忠岡町の高齢者福祉計画と介護保険事業計画ですね。令和6年から令和8年度までの資料であります。そこで、高齢者世帯の状況というのが載っております、高齢者独居世帯及び高齢夫婦世代の割合を見ると、全国及び府と比べて、それぞれ忠岡町、高くなっているというふうに書かれております。

ですので、やはり独居の方だけではなくて、高齢世帯も増えていると。今、部長がお答えになった理由でありますけれども、随分昔に私、夫婦でお暮らしになっていた高齢者の方から相談を受けました。奥様がもう認知にかかって食事をつくれない。そして、その80を過ぎたご主人は料理もつくったことがないということで、非常に困っているので配食サービスお願いできないかということでありましたけれども、やはりそういった縛りがありますので、お断りをされました。

しかし、やはり食というのは非常に生きていく上で大事なことでありますので、2人暮らしであってもなかなかね。今の若い方はお料理も上手な方も男性でいらっしゃいますけど、80を過ぎた男性の方というのはなかなかね。昔は男は台所に入るなというような、そんな変なこともございましたので、料理をつくったこともない、包丁も握れないといった世帯もあるんですね。ですので、ぜひご希望の方にはちょっとこれを拡充していただいて、このお弁当のサービスをぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、再度ご答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本事業の対象要件の調理困難ということは、立位が保てない場合や認知症などで火気の使用が困難な場合などを想定しております。今言われましたそういうような理由という部分に関しましては、ちょっと今の時点では対象にはならないところでございますので、ご

理解のほどよろしくお願いたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

困難という、今、お言葉が出ましたけれども、その方はそれで困難なんですね。ですので、やはり高齢者が施設にも入らないで、お家で頑張って生活をしているという世帯もごぞいますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいということを申しまして、質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

4 番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問させていただきます。前にされている方と重なっている部分もあると思うんですが、よろしくお願いたします。

5 歳児健診について質問させていただきます。乳幼児健診は、これまで母子保健法で義務化されている1歳6か月と3歳に加え、3か月から6か月、9か月から11か月も国の財政支援の対象になっています。対象外だった5歳児健診について、こどもまんなか実行計画2024、令和6年5月31日、子ども政策推進会議決定において、5歳は社会性が高まり発達障害が認知されやすい時期であること等を踏まえ、乳幼児の発育、発達の健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防、早期発見等の観点から、5歳児の健診、健康診査の実施に係る支援を進め、全国展開を目指すこととしています。

このことから、5歳前後は対人関係や言葉の発達の遅れなどが見えやすくなる時期とされることから、こども家庭庁は、発達障害などを早期に発見して就学前に必要な支援につなげようと、昨年度から5歳児健診を実施する自治体に費用を補助しています。

落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子どもたちは、小学

校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり問題行動を起こしてしまったりすることが少なくなく、5歳児健診によってそうした特性に気づき、適切な支援や養育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるようになり、実際に5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もあり、小学校入学前の健診もありますが、就学までの期間が短く、支援が難しくなります。

こども家庭庁は、令和10年度までに全国の自治体での実施を目指すとして、今年度は健診費用の補助額を引き上げて市町村と国が2分の1ずつを負担するとしたほか、継続して支援する体制を整備するため、保健師や心理士などへの研修費用も補助するなど支援を強化しました。

ある教授は、小学校入学前の健診よりもさらに1年前に行う5歳児健診について、子どもの発達の特徴や段階を早期に把握することで、保護者と学校、医療機関などの連携が可能となり、子育てや就学時に必要な支援につながると指摘しています。

5歳児健診は、発達障がいの子どもの探すのが目的ではなく、子どもの強みや弱みなどが分かることで、保護者としても子どもにどう対応していくか、子育ての仕方にも関わってくると思います。その上で、支援が必要な子もそうでない子も、情報が早めに学校に伝わることで、発達障害への理解がさらに進み、学校側の支援や受入れ体制が確立できることが期待されるのではないかと。その上、健診の結果を受け入れられない保護者もいるので、その後のフォローで、どう対応したらいいかなど伝えることも大切なことだと言われています。そのとおりだと思います。発達の特徴を早く発見でき、環境に適応する力を療育で向上していくことができるよう、5歳児健診を取り組んでいくべきだと思います。いかがでしょうか、答弁お願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

午前中の答弁と一部重なる部分でございますが、現状といたしまして、本町における5歳児健診の実施開始の時期は、体制等の整備が整っていませんので未定でございますが、今年度は実施開始に向けた取組として、府下の実施市町の見学依頼を行う等調査を行い、本町に沿った実施方法についての検討を行う予定としております。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。前回質問させていただいたときよりも少し進んでいて、うれしく思います。また、子どもの成長に不安を感じているが、相談できる場がなく、1人で抱えてしまう保護者も多いです。我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要です。いかがでしょうか、お願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

5歳児健診は、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としたものです。

本町において、5歳児健診を実施する際には、子どもや保護者が健康や子育てに関する不安を解消し、安心して就学に臨めるように、子どもと保護者が受けられる専門相談につながるものが大切であると考えています。専門相談としては、国は子育て相談、栄養相談、療育相談、心理発達相談、教育相談を示しています。

なお、健康づくり課の現状を申し上げますと、母子手帳を交付したときから、保健師等専門職と妊婦の関わりはスタートしています。妊娠中からの面談や妊婦健診を通じて支援を行っており、産後においては、医療機関の産婦健診、産後2週間、産後1か月の産後健診、1か月児健診、保健師、助産師による生後2か月児の前後家庭訪問や必要時の訪問、保健センターにて実施をしています4か月健診、9から11か月児が対象の後期健診に加え、1歳7、8か月健診、2歳6、7か月歯科健診、3歳6、7か月健診をはじめとして、その狭間の期間においても、母親や保護者の子育てにまつわる困り事や悩み事には専門職が対応しております。

例えば、体重測定日などは、身体測定や遊びを通じて保健師と保護者の方との交流の中から、育児についての相談を聞いたり、保護者の方同士の交流の場として広くご利用いただいております。

また、各家庭の状況に応じて、希望により保健師や助産師が随時自宅を訪問するなど個別の対応を実施しております。日常の小さな不安にも寄り添うべく活動しております。併せて、保健師や心理士と専門職がこども園に出向き相談に応じる等の支援を行っております。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。その年齢に応じていろいろ取組をしていただいていること、本当にありがたく思いますが、また5歳児健診にも、親子ともに安心して学校に行けるように、少しでも早く5歳児健診も取り組んでいただけますようよろしくお願いいたします。

次に、グリーフケア支援について質問させていただきます。グリーフとは、英語で深い悲しみ、悲痛、悲嘆を意味する言葉です。グリーフケアとは、死別をはじめとする喪失を体験した人の悲しみや痛みに寄り添い、立ち直り、自立できるようケア、サポートすることを言います。グリーフサポート、死別ケア、悲嘆ケア、遺族ケア、リリースメントケアなどと呼ばれることもあります。今回は周産期グリーフケア支援について質問させていただきます。

令和元年、法改正されたことによって、産後ケア事業は母子保健法上に正式に定められ、市町村は出産後1年を経過しない女子及び乳児に対し、心身の状態に応じた保健指導、相談などの援助、産後ケアを行うように実施努力義務として規定され、忠岡町でも実施していただいております。対象は、出産後1年以内の女子であり、ここには流産・死産を経験した女性、天使ママとも呼ばれていますが、天使ママも含まれます。

産後ケアは、母子を対象に提供される公的サービスと示されている点について、複雑な思いを抱かれる女性、天使ママも多い。これは長い間、母子保健法の枠組みの中で提供されるサービスが母子を対象としてきており、その間、流産・死産後の母親は支援対象とみなされてこなかったことが要因であると考えられます。事実、流産・死産を経験した女性も紛れもない母親であるにもかかわらず、本来あるべき支援が流産・死産後の母親へは提供されてこなかったという実態があります。

それに対して、周産期喪失の実態を知り、支援の抜け落ちを確認し、公明党女性局として何とかしようと働きかけ、令和3年には厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より以下の通達が発出されました。

令和3年5月31日、子母発0531第3号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知のとおり、通知発出には、流産や死産を経験した女性等への支援について、母子保健法（昭和40年法律第141号、以下「法」という）における位置づけや、活用可能な国の事業等について下記のとおり整理しましたので、各自治体におかれましてはご了知いただくとともに、地域のニーズ等も踏まえ、適切な施策を講じられるようお願いいたします。

1、法における位置づけ等、法第6条第1項に規定する妊産婦とは、妊娠中または出産後1年以内の女子を言い、この出産には流産及び死産の場合も含まれます。このため、子育て世代包括支援センターにおける支援をはじめとする各種母子保健施策の実施の際には、流産や死産を経験した女性も含め、きめ細やかな支援を行うための体制整備に努めていただくようお願いいたします。

2、地方自治体において活用可能な事業、流産や死産を経験した女性等へのグリーフケアの支援に活用可能な事業として以下のものがありますので、地方自治体においては積極的にご活用ください。ただし、流産や死産を経験した女性は、乳幼児と同じ場でのケア等に精神的な負荷を感じるという指摘もありますので、事業の実施に当たっては適切な配慮をお願いいたします。

産後ケア事業については、法第17条の2において、出産後1年を経過しない女子及び乳児が対象とされています。さらに、産後ケア事業ガイドライン、令和2年8月5日、厚生労働省子ども家庭局母子保険課公表においても、本事業は母親のみの利用を妨げるものではないとしており、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。なお、流産や死産を経験した女性が精神的負荷を感じないよう、居宅訪問、アウトリーチ型を活用すること等が考えられますので、適切な配慮をお願いいたしますと通達されています。

天使ママへ提供される産後ケアにおいて、当事者が癒やされるどころか、二次的な傷つきを受けるようなことがあってはなりません。流産・死産後に産後ケアサービスの利用を検討されている母親らへ産後ケアを提供しようとする者は、必ず流産・死産を経験した女性と、その家族へのグリーフケアについて自己研さんを重ね、対象者の心情に寄り添える心構えを十分に備えた上で産後ケア事業を請け負うことが専門職としての責任であると考えます。忠岡町としてどのようにお考えでしょうか、よろしくをお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

本町の健康づくり課では、大切な方や家族を亡くした悲しみや苦しみの渦中にある方に寄り添うべく、相談等を受けたときは、日頃より助産師と保健師が連携を密にして丁寧に対応しております。

議員のおっしゃるとおり、少しの言葉でも傷つく場合のある実態に備え、その支援のためのスキルの向上は必要であると考えておりますので、国や府など関係機関の研修等がある場合には積極的に参加をするように努めております。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。ぜひ積極的に参加していただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。産後グリーフケア事業が一般的な産後ケアと大きく異なる点は、母親がお別れをしたお子様のことを思う気持ちを大切にしながら寄り添い、支援を提供する点

です。愛する我が子との死別後は、誰もが深い悲しみを抱きながら日々を懸命に生きていらっしゃると思います。誰にも苦しい気持ちを理解してもらえず、孤独・孤立感を強く抱かれたり、この先どうやって生きていけばいいのか分からず、誰に相談すればいいのかも分からず、途方に暮れる日々を過ごされていることと思います。そんな母親らが孤立することなく、死別、悲嘆によって生じるあらゆる悲嘆反応、情緒的反応、身体的反応などあらゆる症状を来します。悲嘆反応に対応し、グリーフ、悲嘆への寄り添い、支援が大切だと思います。現状として町が行うグリーフケアにはどのようなものがありますでしょうか、よろしく願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

先ほども述べましたが、相談等を受けた時は日頃より助産師と保健師が連携を密にして丁寧な対応をしております。情報提供といたしまして、必要に応じ大阪府において実施されているおおさか性と健康の相談センター *caran-coron*、こちらをグリーフケア相談として個別相談とグループ相談を実施しておりますので、そちらのほうを紹介しております。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。ほかにもいろいろあるので、またそちらのほうも勉強していただきたいなと思っております。

グリーフケアが公平に受けられるよう、産後の心と体の状態に合わせて、子どもを亡くした家族の悲しみに寄り添うために必要な切れ目のない支援と、利用者が必要としていることに耳を傾けていていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。認知症高齢者の見守りについて。去年、認知症やその疑いがあり、行方不明になった後、亡くなった状態で見つかった人の7割以上が、行方不明になった場所から5キロ圏内で死亡していたことが、本年6月警察庁のまとめで分かりました。

警察庁によりますと、認知症やその疑いがあり行方不明になったとして、去年、全国の警察に届出があったのは延べ1万8,121人で、前の年よりも918人減りました。都道府県別では、大阪府が2,086人で最も多く、次いで神奈川県が1,907人、埼玉県が1,812人、愛知県が1,476人、兵庫県が1,454人などとなっています。届出のあった1万8,121人のうち、93%に当たる1万6,877人は、去年のうち

に生存が確認されましたが、491人は亡くなった状態で見つかりました。

認知症の人が行方不明になってから翌日までは、生存して発見される例が多いようですが、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなっているとのこと。警察庁がその発見場所を分析したところ、77%余りの382人が行方不明になった場所から5キロ圏内で死亡していたことが分かったということです。亡くなった場所は、河川や河川敷が115人で最も多く、用水路・側溝が79人、山林が71人などとなっています。水辺で溺れたり山林で滑落したりしていることが考えられるということです。

一方、行方不明になった人の中には、服や靴に取り付けたGPSの装置を活用して発見につながったケースが111件あったということです。警察庁は、行方不明になった場所の周辺を中心に、GPSやドローンなどの技術も活用しながら、早期発見のために迅速に活動するよう全国の警察に周知することとしています。

特に独居の人の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることとなります。行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく、偶然見つけた人とのことのようです。忠岡町としてどのように考え、取り組まれていらっしゃいますでしょうか、お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

認知症の方の行方不明者対策につきましては、忠岡町徘徊高齢者等見守りネットワーク事業を行っており、行方不明になる可能性がある方の名前や特徴、写真などの情報を事前に町に登録しておくことで、実際に行方不明になったとき、捜査協力機関に登録のある事業者の協力を頂きながら、少しでも早く発見し、ご家族のもとへ帰れるよう支援するためのネットワークを構築しているところでございます。

しかしながら、認知症で行方不明となった方々は年々増加しております。議員仰せのGPSや見守りシールは早期発見に有用であると考えておりますので、迅速な発見につなげるため、実施されております近隣市町の取組について調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

以前にお聞きしたことからあまり変更なく、そのやり方には手間がかかるように思いま

す。現在、何人ぐらいの人が登録されていますでしょうか。また、今後ますます増加することが懸念される認知症の人が行方不明者にならないために、一人一人の生命を守るためのGPS端末の積極的な活用に向けて、負担軽減策の実施や、衣類や所持品に貼れるQRコードが記載されたシールは、発見者がQRコードを読み取ると、警察や役場など対応機関に連絡先が表示されるようにすることができます。地域全体で高齢者の見守りを強化し、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進すべきと考えます。

認知症の行方不明者の問題について詳しい国立長寿医療研究センター理事長、特任補佐の鈴木氏は、全国の自治体の多くは、警察や行政、それに地域の企業や住民などが認知症行方不明の人の捜索に協力するSOSネットワークが整備されているものの、残念ながら稼働していない自治体がある。これまでの研究では、行方不明になった人を発見したのは一般の人だったケースも多く、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けていくためにも、地域で情報を共有していくことが重要だと訴えています。だからこそ、見守りシールは必要と言われています。金銭的にも高くないので、ぜひとも取り入れていただきたいと思いますが、再度お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

すみません、繰り返しのご答弁となってしまいますが、確かに議員おっしゃるとおり、早期発見に有用であるというふうに考えておりますので、今後、近隣市町の取組につきまして調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ぜひともよろしくお願いいたします。認知症で一人歩きする高齢者の見守り強化と早期発見、保護につなげるための取組、また、認知症と診断されていなくても予備軍の方もおられます。そういう方にも支援ができればいいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。保険料について。大阪府は市町村間の格差を解消し、府内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、保険料率等を統一しています。

令和6年も保険料抑制のための財源を約217億円確保し、被保険者1人当たり約1万

5, 000円の保険料負担軽減を図りましたと大阪府は言われています。私自身も保険料は高いなと思います。支払うものは少ないにこしたことはないし、下がってほしいとは思いますが、しかし、安心して医療を受けていけるよう、みんなで支えていかななくてはならないことだとも思っています。みんなが健康に過ごし、医療費が軽減され、保険料が下がればいいと思います。

全国的に保険料水準の統一を進めていくため、国が令和5年10月に保険料水準統一加速プランを策定し、令和12年度には全都道府県で納付金ベースの統一を図るという方針が示されています。その方針で他の都道府県でも統一が進んでいくと考えられています。令和6年は大阪と奈良でしたが、そのような流れになっているようです。

そのような流れの中で、忠岡町では独自でやっていくということでしょうね。町長の公約の中では、基金が20億円あるから、ため込まずに国保料、介護保険料の引下げ、国保子ども均等割の廃止を言われています。議員のときも、国保料が高いから大阪府の保険料統一から脱退すればいいとも言われていましたが、経過措置期間も終わり、令和6年からは大阪府統一になっていますが、保険料の引下げなど忠岡町独自でそんなことができるのでしょうか。また、ペナルティーはないのでしょうか。今後どのように考えていかれるのか、お答えください。お願いいたします。町長。

議長（前川 和也議長）

町長、答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

ただいまご質問いただきました、議員仰せの私が議員のときの経過措置の期間のときの話と今と結びつけておられるというところについては、少し誤解がございますので、そのことについては先にちょっと申し上げて、答弁させていただきたいと思います。

統一保険料、その当時ですね、令和5年度までの間のこの6年間の経過措置の間というところでの、そのグループから統一保険料は、令和6年度までの間は、そんなに慌てて統一保険料に合わせなくてもいいということで申し上げてまいりました。

忠岡町は、インセンティブ、保険者努力支援制度の下で、それを活用したいということで1年目から合わせたということでもありますから、そういったところを慌ててしなくてもいいのではないかとということで申し上げてきたということをご理解いただいている、ご存じだと思います。ということなので、そのことと令和6年度からの経過措置期間が終わってからの話とはまた違うというところは理解していただきたいというふうに存じます。

令和6年度からは統一保険料になりまして、大阪府の統一保険料というものは、全国ト

トップクラスに高いということでもあります。忠岡町の保険料は全国でもトップクラスに高いということになるということでございます。国保の保険料が大変高いという声を国保加入者の方からたくさんお聞きしており、この引下げと同等の効果のある負担軽減策を、忠岡町の一般財源も含めて担当部局と相談をして、それに相当する負担軽減策を考えてまいりたいというふうに存じます。

ペナルティーにつきましてのことについては、担当のほうからお聞き、そのことについてはご質問を今されていませんですね。協会健保と比べても国保加入者は2倍も高い保険料を納めておられますので、一般会計で負担軽減を行うということは、地方自治体の本旨である住民福祉の向上という点から考えても、私は必要なことであるというふうに考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

言われていたことは、以前のこととまた今ことは別なんですけども、公約で町長は20億あるので保険料を引き下げるということも、ちゃんと公約でも載せてはりますし、言われておりましたので、そのことを以前のことと合わせて言ってますけれども、それはちゃんと理解はしております。そのことの答弁は今なかったのではないのかなって思うんですけども。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

ですから、私は、国保料、大変高いので、その引下げと同じ効果がある同等の負担軽減策を行ってまいりたいというふうに考えております。それは一般会計からということでございますので、その財源については基金を活用するということも含めてということで、担当部局、財政部局と考えて、どの財源を使ってということは考えてまいりたいというふうに存じます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

町長は、公約では保険料引下げと同等の効果のある負担軽減策とかではなく、町長が言われていたのは、国保、介護保険料の引下げをするというふうに言われているのを公約でも読ませていただいたんですね。そのことを私はお聞きしたので、そのことに対してお答えを頂きたいんですけど。あまりやると、何か3回とかになってしまうんですけど。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

ですから、私は国保加入者、そして介護保険料の1号被保険者の方、そういった方を対象に保険料引下げと同等の負担軽減策を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

私が質問したことが全部を答えていただけてないので、町長は昨日も言われていたのは、ペナルティーとかは聞いてないとか、そういうこともおっしゃっていたので、担当課のほうにお聞きしたいと思いますが、昨日も同等の質問があり、担当課さんのほうからも答弁されていまして、いろんなことは町長もずっとこの一般質問の中でお聞きになってると思いますが、ペナルティーは規則を守るために課せられるものだと思いますので、大阪府統一保険料のルールを忠岡町が破ってもペナルティーはないんでしょうか。担当課のほうからお答えしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

本来なら3回超えてますけど、このペナルティーの件についてはご答弁いただいてませんので、ご答弁許可しますので、お願いできますか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

ペナルティーのことも含んでの全体的な答弁ということになりますが、まず国保の保険料の引下げについてでございますが、平成30年度から国保が都道府県化されました。このときに、国から毎年約3,400億円の財政支援の拡充が実施され、抜本的な財政基盤の強化が図られてきたところでございます。

その中で、平成27年の国民健康保険法の改正によって、保険者における医療費適正化などの取組に対する支援を行う保険者努力支援制度というものが創設されました。保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度として、平成30年度より本格実施をしております。

仕組みといたしましては、市町村の取組評価分、都道府県の取組評価分として、市町

村、都道府県、それぞれが評価される仕組みとなっております。この中で、特に保険料に影響を与える指標といたしまして、決算補填等目的の法定外繰入れ等を行っていないこと、保険料水準の完全統一という項目がございます。

仮に、忠岡町が独自で保険料の引下げを行ったり、国の基準を超えて子どもの均等割や軽減や廃止などをした場合に考えられる影響といたしまして、市町村の取組評価分といたしまして、忠岡町試算ベースでございますが、約52万円、都道府県の取組評価分といたしまして、大阪府の影響部分、こちらも試算ベースでございますが、約9億2,700万円、それぞれの交付金が減少することとなります。

特に、大阪府においては、全ての市町村が決算補填等目的の法定外等一般会計からの繰入れを行っていないこと、全ての市町村が保険料を統一したということが評価されてのものでございます。そして、この約9億2,700万円の交付金は、全て大阪府統一保険料率の抑制財源に充てられていますので、大阪府と大阪府下全市町村に多大な影響を及ぼすこととなります。

また、本町の国民健康保険事業財政調整基金は、事業費納付金の不足額への充当であったり、保険者が行う保健事業、その他緊急やむを得ない財政需要へ充てるものと条例で定めております。今後も予期せぬ支出増や収入減に対応すべく、一定の残高も必要であるとともに、大阪府国民健康保険運営方針の中でも保険料率の引下げを目的とした繰出しは認めないものとなっております。

保険料の引下げに基金を繰り入れることもですね、先ほど申しましたとおり、保険者努力支援制度の評価項目、全ての市町村が法定外等一般会計の繰入れ等を行っていないこと、全ての市町村が保険料を統一したこと、これらの評価に対して影響を及ぼすものでありますので、町単独で保険料を引き下げるということは現実的ではないということをご理解いただきたいと思います。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。そしたら、引下げをすることで、保険料以外で町に負担が増えるということはありませんでしょうか。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

仮にですね、独自で保険料を引き下げた場合における保険料以外での町負担増についてということでございますが、忠岡町で賦課徴収を行った保険料は、大阪府へ国民健康保険事業費納付金として全て納付することになっております。その金額は、あらかじめ大阪府の統一保険料率、目標徴収率に基づいて年間の徴収額が決められております。

仮に独自で保険料を引き下げた場合でも、本来の金額の事業費納付金を納めることに変わりはありませんので、目標収納率が達成できたとしても、事業費納付金を満たすための追加財源を確保する必要があります。当面、この財政調整基金で賄えたとしても、基金がなくなってしまうと一般会計からの法定外繰入れなどの別の措置を行う必要があるものと考えられます。

なお、現在の国民健康保険制度は、法に基づいて公費負担が定まっております。ここへさらに一般会計から法定外の繰入れがなされると、国保の被保険者でない方から結果として税の負担を強いることになり、税負担の公平性の観点から適切とは言えないと考えます。

一般会計からの法定外の繰入れや基金を使って保険料を引き下げるとは、先ほども説明をいたしましたとおり、保険者努力支援制度で約9億2,700万円の交付金が減少するなど、大阪府、大阪府下全市町村に大きな影響を与えることになるということがございますので、重ねての説明になりますが、実施することは現実的ではないということで、ご理解を頂きたいと思っております。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。今、担当課の方が言われたとおりになるのかなというふうに思っております。忠岡町がルールを破り、ペナルティーを受けることは、もし仕方がないことだとしても、保険者努力支援制度で9億2,700万円の交付金が減少するなど、大阪府の他の自治体にも迷惑をかけることになってしまいますが、そのことを町長はどういうふうにお考えでしょうか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

今、担当次長が答弁したのは、現行制度、今現在の制度のことを申し上げられました。私は、この負担軽減を行っていくということで、こういった保険者努力支援制度のこの大阪府全体での9億2,700万円の交付金、減少しないようにというふうに考えております。ですから、一般財源のほうで国保加入者の負担軽減策と一緒に担当課と考えてまいりたいと存じます。

また、税の不公平、負担が国保の方だけにとというのは不公平だとおっしゃられています

が、昨日のほかの議員の方の質問にお答えしたように、国民皆保険制度を支えるこの国民健康保険の加入者の方々には、やはりこういった負担が大変重い、健保の方の2倍もする保険料が課せられているという、大変負担が高いというところ、ここを放置して安心して住める忠岡町ということはちょっとつくっていけないというふうにも考えます。地方自治体の本旨である住民福祉の向上という点から考えましても、やはりこれは国保の加入者の負担軽減ということには、行政としては取り組んでいかなければいけない課題であるというふうに考えております。

ということで、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

負担軽減ということは、住民さんのことを考えておっしゃられているのはよく分かるんですけども、この保険料ということで、先ほど大谷次長も言っていただいたように、それを繰り入れることができないというふうに私は聞き取ったというふうに思っております。だから、町長との考え方がちょっと違うのかもしれないかもしれませんが、やっぱりそれで住民さんに余計に負担になったりとかするようなことがあってはならないと思いますので、またしっかりと見ていきたいと思っております。

職員さんは同等の答弁をこれまでもずっとされてきました。町長も議員のときから聞かれていると思います。反対ばかりでなく、これまでも理解を示されればよかったのかと思いますが、今、議員ではなく首長になり、ちょっと分かれてきたのかなとも思っております。

住民さんは町長選挙のときに保険料を引き下げてくれるんやと、公約を信じて町長に1票を投じた方もおられると思います。その方々を裏切ることはないよう、忠岡町、忠岡町民にとって、また大阪府の他の自治体にも迷惑をかけることにならないよう、いいほうに進んでいけるよう考えていただきたいと思います。公約を実現するための財源もしっかりとお示ししていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、これより暫時休憩といたします。次は14時半から再開といたします。

（「午後2時16分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後２時３０分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

日本共産党、二家本英生です。今定例会最後の一般質問になります。最後までお付き合い願います。よろしくお願いいたします。

質問通告に従い、これより一般質問を行います。まずは、入札制度についての質問を行います。

前町長が事前に入札情報を参加業者に漏えいし、官製談合防止法違反などの容疑で書類送検されたことにより、前町長は辞職いたしました。入札制度については、党議員団より毎年の要望項目として、最低制限価格の事前公表と一般競争入札の導入を繰り返し要望してきました。要望してきたにもかかわらず、今回このような事態になったのは非常に残念であります。今後、同様の事件が起こらないような入札制度の改善が至急求められます。しかし、その前に、今回の事件がなぜ発生したのか、そして今後同様のことを発生させない入札制度を検討しなければならないと思います。

そこで、最初の質問になります。今回の事件、発生した原因はどこにあると考えていますでしょうか。また、今回の案件で業者に対して処分は行われたのでしょうか。

担当部長より答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

まず1つ目の発生した原因はどこかという点につきましては、個人個人がそれぞれが持つコンプライアンス、法令遵守への意識の問題が原因であると考えております。当然、法を遵守できない者については、法によって裁かれることとなり、その代償は計り知れないものとなります。このような事案は、全国的な事例を見ましても、関係職員から漏えいす

ることが多いことから、本町におきましては毎年、公正取引委員会から講師を招き、官製談合防止に対する研修を実施し、一定の対策は講じてまいりました。最終決定者である市長から漏えいすることを想定していなかったという点が問題であったと認識しております。

2つ目の処分に関しましては、該当する業者に聞き取り調査を行い、起訴されたという事実確認をもって、6月11日付で2年間の指名停止処分を行ったところであります。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

分かりました。やはり個々のコンプライアンスの問題ということが今回大きな要因となったと思います。今後、首長に対しても特別職に対してもそういった研修を行われるということで、これについては前向きにしていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

忠岡町では、2022年4月に入札監視委員会が設置され、規則も制定されました。委員会設置後、毎年5月と11月に委員会が開催されています。入札監視委員会規則の第2条第6号では「談合情報の対応についての報告を受け、意見の具申または勧告を行うこと」とあり、また第8条では「不適切な点または改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で町長に対して意見の具申及び勧告を行うことができ、その場合には公表する」とあります。例年の流れからすると、今年5月に入札監視委員会が開催されていると思いますが、その委員会で今回の件はどのような扱いになっているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

入札監視委員会の所掌事務は、契約の過程及び内容について審査し、談合等の不正行為を排除するとともに、公正な執行を図るもので、今回で申し上げますと、談合情報対応の報告を受け、意見の具申または勧告を行うこととなります。

令和7年5月19日に1回目を開催し、本件に関し既にご報告をさせていただいております。今後、8月下旬頃に再度開催し、同様の事件があった団体の対応方法や全国的な取組状況などをお示しし、忠岡町に適した改善策を長に対して意見の具申または勧告を行っていく予定としております。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

入札監視委員会のほうが、委員会の運用をきちんとしていただいで、今後同じようなことが起こらない形の問題提起をしていっていただきたいと思います。

先ほども入札監視委員会の所掌事務という説明がありましたけども、入札監視委員会規則の所掌事務として、公共工事の入札及び契約の適正化に関する調査及び研究を行うことになっています。このことにのっとして、今後、入札監視委員会で調査研究をしていただき、その結果を委員会の意見として具申及び勧告をしていくということでしたので、今後のその意見、勧告も聞いてみたいと思います。

次の質問に移ります。

入札制度については、総務省の資料によると、不特定多数の参加者を募る調達方法であり、競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札が原則であるとされています。ただし、この原則にこだわると、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るので、例外的な取扱いとして、指名競争入札や随意契約による調達が認められています。

今回の町長の選挙公約では、今回の事件の再発を防止し、清潔、公正な入札制度を目指すために、最低制限価格の事前公表を行うことを掲げていました。最低制限価格の事前公表については、総務省はメリット、デメリットの両面を示されています。ただ、先ほどの答弁でもありましたが、今回は前町長自ら規則違反を行ったことが事実であり、忠岡町もそれを認めています。今後、入札制度の改善を行うに当たり、最も重視すべきことはどういったことでしょうか。町長より答弁をお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

最も重視すべきということは、やはり忠岡町で今回起こった最低制限価格の漏えいというところがございます。それを防止するということでもあります。ですから、最低制限価格の事前公表が漏れたわけですから、それを漏れても意味がないように事前に公表を行うことであると考えております。

しかし、デメリットもあるということでもあります。応札した業者の抽せんになるため、積算をきちんとしていない業者が落札した場合、工事の質が担保されるのかといったこと

が、最低制限価格の事前公表をしている自治体から聞かれるということでもあります。最低制限価格に人間が関与しているところから起こる問題でもあります。最低制限価格の事前公表も含めて、現在、担当部局が調査、検討を行っておるところでございます。忠岡町の状況に応じた最も効果的な方法を担当部局と相談して、官製談合防止策を早い時期に実施できるようにと進めてまいります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

入札制度については、本当に改善をきちんとしていただきたいなと思っています。入札制度の改善といっても様々な方法があります。忠岡町と同様なケースが発生したある自治体では、最低制限価格の事後公表は継続したものの、入札の際にパソコン等を使用し、最低制限価格に機械的に選ばれたランダム係数を乗することで予防策をとっている自治体もあります。また、電子入札の導入も予防策になります。入札制度については、忠岡町に見合った、そしてできる限り公正、清潔な入札制度を構築すべく、町長はじめ町職員、そして私たち議員も、住民に分かりやすい公正、清潔な入札制度になるよう改善を期待して、次の質問に移りたいと思います。

続いての質問です。学校における熱中症対策について質問いたします。今日の午前中に今奈良議員も質問されています。少しかぶるところがありますが、質問させていただきます。

近年の急激な地球温暖化は、もはや気候変動ではなく気候危機と言われていています。今年も5月に真夏日を記録するなど、異常な気象状況になっています。6月に入り、25日までに真夏日が既に10回記録し、熱中症発症の指標となる暑さ指数に関しては、危険水準の31度を超える日が2回、警戒レベルを超える日が10回となっており、それに比例して熱中症の危険が高まり、緊急搬送や命の危険な状態になる人も増えることも想定されています。

夏の猛暑は災害級であります。気象庁及び環境省は、2020年7月から熱中症警戒アラートを運用し、暑さ指数が33度を超えると予想される場合、熱中症警戒アラートを発令し、事前に注意喚起を行い、屋外での活動を制限するよう呼びかけています。この熱中症警戒アラートは年々発表が増加しています。学校の管理下における熱中症は、小・中、高等学校等を合わせると、毎年5,000件程度発生しています。忠岡町でも熱中症と思われる児童・生徒が体調不良を訴え、保健室での休養や早退をしていることも聞いています。

学校における熱中症対策として、環境省と文部科学省は2021年5月に学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引を作成し、地域に応じたガイドラインの作成に活用するよう示されました。そのガイドラインの手引では、事前の対応として、教職員への啓発、児童・生徒等への指導、各学校の実情に応じた対策、体調不良を受け入れる文化の醸成、情報収集と共有、暑さ指数を基準とした運動・行動の指針の設置、暑さ指数の把握と共有、日々の熱中症対策のための体制整備、保護者等への情報提供と示されています。上記を踏まえた上で、忠岡町は各学校において、熱中症対策ガイドラインについて策定済みでしょうか。また、その内容については、教職員をはじめ児童・生徒への予防策の啓発、保護者への啓発はどのようにして行われているのでしょうか。担当部長より答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

環境省の熱中症対策ガイドラインや、環境省、文部科学省の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引に準じて対応をしております。内容等につきましては、毎年5月下旬頃に、学校教育活動における熱中症事故の防止について本町教育委員会より通知し、教職員に周知するとともに、各校において児童・生徒に指導、啓発を行っております。併せて、学校通信や保健だより等を通じて、保護者にも体調管理や水筒の持参等について啓発を行っております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

ガイドラインに基づいてきちんと啓発もされているということですが、5月下旬に啓発されているということですが、熱中症、最近10月ぐらいまでは暑い時期が続いておりますので、5月だけではなくて夏休み明けとかでももう一度啓発していただくよう、よろしく願いしたいと思っております。

私も忠岡小学校の前、よく通ります。とても暑い日などは、屋外での運動を控えるように、校舎の入り口に赤や黄色の旗を掲げているのを目にしています。すごい児童に分かりやすいように注意喚起していると感じています。

そのときですが、体育館の開放などは行っているのでしょうか。体育館だと直射日光もなく、屋外に比べまだ体を動かせる空間としては適しているかと思いますが、その辺りは

いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、各校におきましては、一定の指数になりましたら外遊び等、旗を立てて、中止となっているところがございます。ただ、仰せの体育館等につきましては、やはり安全管理等もございますので、その辺りはまた学校と相談の上、その辺りはまずは熱中症予防のほうを第一に考えて実施してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

なかなか外で遊べない。そういったときに、体育館の広さというのは、子どもたちが体を動かせる大事なスペースであることなので、安全管理も必要ですけれども、子どもたちがすごい動ける環境づくりもつくってあげていていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。

先ほども言ったとおり、屋外の運動場が使用できないなら、屋内運動場である体育館の環境整備が必要かと思います。学校体育館の空調設置については、以前から要望をしていましたが、ようやく昨年度、設置に向けて工事設計を始めたところであります。ただ、設置については、今年度は難しく来年度になるということを事前に聞いております。

ただ、保護者や生徒・児童たちからは、早い設置の要望も聞いており、できる限り早い設置に向けて鋭意努力をしていただきたいと思っています。実際、学校体育館の空調設置に向けての進捗状況は、現在どのようになっていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員ご質問の学校体育館空調設備の進捗状況でございますが、令和6年度に体育館空調設備整備の実施計画を行っておりましたが、事業手法や空調機器、事業費、また財源等につきまして精査に時間を要したため、令和7年度に実施設計を繰り越しいたしました。現

在、その事業手法、それから空調機器、事業費、財源等について精査をしているところでございます。

今後の予定といたしましては、補助率がより高い交付金といたしまして、令和6年度末に文部科学省において、体育館等への空調設備を加速するため新たに創設されました臨時特例交付金、空調設備整備臨時特例交付金の活用を現在検討しておりますが、まだ今のところ、何分設計が終わっていないということや、今後の交付金の申請の関係等もございませぬので、できるだけ早期に各小・中学校体育館の空調の設備整備の完了を目指し進めておりますので、いま一度ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

子どもたちがすごい期待して待っています。できるだけ早い設置のほうをお願いいたします。

体育館の空調の設置スケジュールについては分かりました。ただ、暑さは待ってくれませぬ。例年どおりだと、今年も熱中症にかかる可能性もあります。昨年よりも対策を強化をしていただきたいのですが、万全な対策は検討されているのでし々ようか。

そのことについて答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

小学校におきましては、熱中症暑さ指数計を体育館と運動場で使用し、中学校におきましては併せて各部活動で使用しております。また、管理職や養護教諭等が環境省の熱中症予防サイトにて情報を収集し、暑さ指数に応じた注意喚起と指数によって運動中止等の対応を行っております。

なお、保健室等の冷蔵庫に経口補水液やスポーツ飲料、保冷剤等を常備し、暑さ等による体調不良の児童・生徒に即対応できるようにいたしております。特に中学校の部活動の際には、体育館に数台の大型扇風機を置き、暑さ等による体調不良があった際には、状況に応じて体育館内のエアコンと冷蔵庫がある教官室に移動し、保健室や職員室につなげる等の対応ができるようにいたしております。

よろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

今年もできる限り熱中症が出ない形でしていただきたいと思いますので、その辺りの対応はよろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。3つ目の質問です。

子ども計画の策定について質問いたします。子どもの権利条約、いわゆる児童の権利に関する条約が、1989年11月20日、国連総会において採択され、締約国、地域の数は今196となっています。世界で最も広く受け入れられている人権条約であります。日本は1994年にこの条約に批准したものの、子どもの権利が守られるべきと定める法律は整備されていませんでした。したがって、子どもの包括的な権利や国の方針を定めた基本法が存在しておらず、子ども政策が後回しにされる一因となっていましたが、ようやく2023年4月にこども基本法が施行されました。

子ども基本法は、子どもの権利条約の4原則である、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見尊重、子どもの最善の利益が含まれ、そこに子どもを育てる大人の支援、社会環境の整備を加えた、合計6つの基本理念を法律の第3条で定められています。この基本理念を踏まえた上で、都道府県及び市町村に対し、子ども計画を策定することが努力義務とされています。

大阪府においては、今年3月に子ども計画を策定しています。府内の市町村においても、今年度中に多くの自治体が子ども計画の策定を完了する予定と聞いております。忠岡町においても、子ども、若者への施策の基本となる子ども計画の早い策定を望みますが、子ども計画策定のスケジュールについてはどのようにお考えでしょうか、福祉部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せの子ども計画の策定につきましては、会議開催に向けての要綱整備や策定委員の選定等が必要となることから、今年度につきましては立ち上げの準備期間であるというふうに考えております。また、準備期間中には、関係各課と意見交換を重ねることで、子ども計画策定に向けて情報の共有ができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

先ほども答弁でもあったように、これはこども課だけで終わる計画ではありません。各部署がそれぞれ連携をとっていかないと子ども計画は策定できませんので、皆様のご協力をお願いいたします。

今年3月に策定された子ども・子育て応援プラン2025の計画期間が令和11年度までとなっています。子ども・子育て応援プランでは、主に就学前までの施策が中心となっています。それと比較して、子ども基本法に基づく市町村子ども計画は、乳幼児からポスト青年期と呼ばれるおおむね40歳未満の幅広い世代を対象にした計画となり、子どもや若者に関して施策が数多く含まれている計画となります。そのためには、小・中学校の児童や生徒、高校生や大学生、そして40歳までの青年など、幅広い世代や立場の人から、様々な意見を出してもらうことが大変重要となります。その中で、子どもの意見も重要となってきます。子どもの意見についてはどのように取り入れていくのか、現段階での考えをお示してください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

現在、本町では、議員ご指摘の子どもの意見を聞く場ということについてはございませんので、議員お示しのように、子ども計画策定の際には、幅広い意見を取り入れる必要があるということに関しまして、我々としても認識はしておりますので、先ほどの答弁とは重なりますが、関係各課と意見交換を重ねて、情報の共有とともに意見集約できればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

策定についてはよろしく申し上げます。先ほども言ったとおり、幅広い、できる限りの意見を取り入れないといけないということがあります。

ただ、策定の予定は、今、子ども・子育て応援プランがこの令和7年度から11年度までとなっています。それに応じた形で、忠岡町は令和11年度に子ども計画策定に向けて

検討していると事前に聞いております。ただ、そうなってくると、子ども計画の策定が令和11年度だと、しばらく先になってしまいます。子ども基本法は既に施行されています。冒頭でも申し上げましたが、法律の基本理念の中には、子どもの意見の尊重がうたわれております。策定時の意見も必要ではありますが、現時点でも子どもの意見を取り入れる場所があってもよいと思います。その機会を積極的に設定することも必要であり、今後、計画を策定する際の貴重な意見としても重要となってきます。先ほど、そういう場はまだ設定していないということなんですけども、今後そういった場を設定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

繰り返しもありますが、関係各課と連携を図って意見を吸い上げていきたいというふうに考えておりますが、特に教育委員会につきましては、小学生並びに中学生の意見を聞かせることができる機関であるというふうに認識しておりますので、そちらと連携をしていきたいということと、先ほど議員の方からもございましたが、この子ども計画に関しては、39歳までという対象が広がっております。高校生や大学生以上の子どもの意見ということも広く取り入れていく必要がございますので、関係各課と連携を図りながら、広く意見を取り入れられるように進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

この計画は、今後の忠岡町の子どもたちが自分の意見をできるだけ尊重されるような大事な施策になってきますので、それこそ忠岡町を挙げての計画をつくっていただきたいと思います。そして、忠岡町の将来をより良い方向に進めるためには、連携もとり合うことが必要となってきます。そのことを切にお願いしまして、この質問は終了させていただきます。

最後の質問に移りたいと思います。中学校のクラブ活動についての質問を行います。これも今日の午前中に今奈良議員が質問していましたが、同じような視点で質問させていただきたいと思います。

2017年告示の中学校学習指導要領では、部活動について、学校教育の一環として教

育課程との関連が図れるように留意するとされています。また、部活動の意義として、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割であります。

学校の部活動の目的は、学校生活を豊かにしてくれる場でもありますが、現在の忠岡中学校では、特に団体運動系の部活動が存続の危機を迎えています。2年前には女子バスケットボール部が廃部となりました。また、今年度については、サッカー部や男子バレー部において新規部員の募集がされず、サッカー部は今年の夏で廃部、男子バレーボール部は現在の2年生の活動をもって廃部になる予定と聞いています。部活動存続を願う生徒は、新規入部の呼びかけも主体的に行い、何とか部活動を存続できるように一生懸命努力していたのを伺っております。また、現在スポーツ少年団に通う児童を持つ保護者からも、中学校の部活動存続を求める声が出ています。部活動の存続については、忠岡町だけの問題にはとどまらず、全国的な問題となっています。

中学校における部活動の課題として、主に2点あります。1点目は、少子化によって十分な活動を維持する生徒を確保できないことです。2点目は、教員の負担が大きく、授業終了後や休日に部活動の指導を行い、残業時間の増加や長時間労働につながります。また、競技経験のない部の顧問を受け持つこともあり、指導力、技術面でも適切かといった疑問の声もあります。

課題については、1点目については、すぐの改善ができない社会的な問題であります。2点目については、文部科学省に設置された諮問機関である中央教育審議会が平成31年1月25日に出された答申で、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務に分類され、働き方改革で見直されるべきとされています。学校の部活動については、冒頭でも申し上げたように、保護者からも存続を求める声も多く、また生徒自身が存続のために一生懸命働きかけをしていました。ただ、教員の働き方も考える必要もあります。忠岡町の教育委員会として、部活動存続に向けた対策の検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。教育理事より答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

部活動の重要性につきましては、学習指導要領において学校教育活動と位置づけられているとおり、教育的な意義を有するものと認識しております。しかしながら、議員もご承知のとおり、忠岡中学校の学級数は最盛期の半分以下となっており、配当される教員数も学級数の減少により大幅に減少している状況でございます。併せて、生徒数の減少に伴い、各部の部員数も減少し、特に団体種目の部の存続自体が危ぶまれる状況でございます。

す。このような状況の中、持続可能な部活動を将来的に保障するためには、部活動数の削減が不可避と判断し、学校長が今回の決定をしたものと理解しております。

今後、改訂予定の次期学習指導要領における部活動の位置づけを注視してまいるとともに、休日の部活動の地域移行を進めるための地域の受け皿や人材の確保を含めた制度設計について検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

クラブがなくなるということは、やっぱり子どもたちにとってはすごい残念なことでありますので、できる限り、可能な限り、子どもたちの活動の場を維持できるような体制、環境づくりに力を注いでいただきたいと思います。

先ほどもありましたけど、今、国のほうでは部活動を地域移行という形で進めようとしています。地域移行にする際は、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとなっています。しかし、地域移行については多くの課題もあります。

1つは移行先の月会費や運営費の支払いなど、家庭の負担が大きくなってしまいます。2つ目は、競技によって指導者の人材確保や活動場所の確保など難しい場合もあります。また、技術的な指導に加え、教育者としての資質も求められます。3つ目は、活動の主体が地域の運営団体となるので、学校部活動とは責任主体が異なってきます。その一方、地域連携であれば、学校教育の一環として学校の責任の下で行われる活動であり、部活動指導員や外部指導員といった地域の方々の参画を得て実施するので、現在の学習指導要領にも即しています。

また、部活動指導員については、国や府の補助も下りてきます。そういったものも活用する手段はあると思います。現教育長は、忠岡町に4月に赴任して間もないとは思いますが、教育には長年関わってきたと伺っております。中学校の部活動の重要性については、どのような見解でしょうか。また、今後の在り方についてはどのような見解を持っていますでしょうか、答弁をお願いいたします。

教育長（大塚 孝教育長）

議長。

議長（前川 和也議長）

教育長。

教育長（大塚 孝教育長）

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高いと認識しております。一方、部活動は教育課程外の活動として、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、その設置、運営は法令上の義務として実施されるものではないことから、学校の判断で実施しないこともあります。

今後の部活動の在り方につきましては、教員の働き方改革を意識しつつも、教育的意義を認識しながら、地域への移行や外部指導員の活用などの制度設計について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

様々な手法があるので、あとやっぱり中学校、中学生の活動の場でもありますので、できる限り運動の場、これは運動部だけでなく文化部もそうですけども、そういった活動の場をできるだけ存続するような形で進めていっていただきたいと思います。

今回こういう形で質問させていただいたのは、先ほどの子どもの人権もありますけども、なかなか子どもの意見が尊重されない、そういったことがいろんな場所に出てきております。先ほどもお伝えしましたが、生徒が自主的に部活動の存続を求めて一生懸命やっていたのに、それをもう無理だからという形で止めてしまう。そういったことはできるだけないような形で、まずは子どもたちの意見を聞いて、そこから大人たちが一生懸命考える、そういった時代にしていかなければならないと思います。

で、今回質問をこういう形で、子ども基本法に続いて子どもの中学校のクラブ活動についても質問させていただいたのは、やはりこれから子どもたちの意見の尊重、子どもたちの人権を守るため、そういったものがこれから重要になってきますので、忠岡町を挙げて子どもの人権を守っていくような活動の推進をやっていただきたいと思って、私からの一般質問を終わりたいと思います。

議長（前川 和也議長）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

これをもちまして一般質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次回の会議は6月30日（月）午前10時より開きます。

お疲れさまでした。

(「午後 3 時 1 0 分」 散会)